

第5期

桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)



平成24年1月
桜川市

介護報酬について現在、国において検討中のため、この素案に掲載している数値等は現段階での推計値になります。このため介護保険給付費を確定できませんので、介護保険料に関する事項については除外してあります。

はじめに

現在、桜川市の人口は減少傾向を示しております。一方で、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、平成22年10月現在の高齢化率は25.8%で、4人に1人が高齢者となっております。

また、今年から、団塊の世代が65歳を迎え、これまで以上に高齢化に拍車がかかります。

このような状況下、本市では、これまで地域包括支援センターを中心とした介護予防事業や総合相談事業の推進、保健・医療・福祉の連携による地域ケア体制づくりや福祉サービスや介護保険サービスの充実に努めるなど、様々な高齢者への施策を計画的に推進してまいりました。

介護保険事業は、平成12年度の制度開始から12年が経過し、平成24年度より第5期がスタートいたします。今回の「第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、これまでの基本理念「1人ひとりが輝き、地域が支えあう、いきいき健康のまち」を受け継ぎ、さらに団塊の世代が高齢期に入り、本市の高齢化率がピークを迎えた時に、目指すべき地域包括ケアシステムの構築を念頭に策定したところであります。

今後は、本計画を基本に高齢者の皆様が、いつまでも住み慣れた地域で自立し安心して生活が出来る地域社会の実現を目指し、積極的な市政運営に努めてまいります。市民の皆様をはじめ関係団体、各施設・事業所の皆様におかれましては、本計画の推進により一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました、桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成24年 月

桜川市長 中田 裕

目 次

第1編 総論

第1章 計画策定の概要	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけと他計画との関係	4
3. 計画の期間	5
4. 計画策定の体制	5
第2章 高齢者を取り巻く現状	6
1. 高齢者の現状	6
2. ニーズ調査に見る高齢者の生活状況	11
3. 二次予防事業対象者の状況	16
第3章 高齢社会の将来の姿	17
1. 基本理念	17
2. めざす姿	18
3. 計画の体系	20
4. 高齢社会の将来推計	21
5. 日常生活圏域	22

第2編 高齢者福祉計画

第1章 高齢者の健康と生きがいの推進	27
1. 健康づくりの推進	27
2. 生涯学習・スポーツの推進	27
3. 余暇活動の充実	28
4. 地域活動への支援	29
第2章 高齢者福祉サービスの充実	30
1. 日常生活支援の推進	30
2. 福祉施設サービスの充実	38
3. 福祉のこころのまちづくり	40
4. 安心・安全のまちづくり	41
5. 認知症高齢者への支援	42

第3編 介護保険事業計画

第1章 介護サービスの充実	45
1. 介護保険サービスの概要	45

2. 介護保険サービスの現状	47
3. 介護保険サービスの将来推計	52
4. 居宅介護サービスの現状と見込み	53
5. 地域密着型サービスの現状と見込み	67
6. 施設サービスの現状と見込み	72
7. 第5期における介護サービス事業所の整備計画	75
第2章 地域支援事業の充実	76
1. 地域包括支援センターの業務	76
2. 地域支援事業の推進	77
3. 地域包括ケアシステムの推進	91
4. 介護予防・日常生活支援総合事業	91
第3章 介護保険料の設定	93
1. 介護保険料算出の流れ	93
2. 介護保険料の負担割合	93
3. 給付費の推計	94
4. 保険料の設定	96
第4編 計画の推進	
第1章 計画の推進に向けて	101
1. 連携の強化	101
2. 推進体制の強化	101
3. 計画の進行管理	102
第2章 介護保険事業の円滑な運営に向けて	102
1. 円滑な制度運営のための体制整備	102
2. 利用者への配慮	102
3. サービスの質の向上	103
4. 介護給付適正化プログラムの推進	103
5. 保険料の減免	104
6. 保険料の確保	104
資料編	
1. 計画策定の経緯	107
2. 桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要項	108
3. 桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会名簿	109

第 1 編 総 論

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国の人口は平成16年をピークに減少に転じ、さらに少子化の進行により、高齢化率は急速に伸び、平成22年現在において22.8%になっております。そして今後も高齢化率は進行し、平成35年（2023年）には30%を超え、平成64年（2052年）には40%に達するものと推計されています。（国立社会保障・人口問題研究所 中位推計）

桜川市においても、人口は平成7年以降減少を続け、平成22年には45,673人まで減少しております。また、高齢化率も急速に進み、平成22年には25.8%と、国や茨城県の平均を大きく上回る値を示すようになっております。

このような高齢化が急速に進展する中で、社会環境や家族の姿の変化とともに、高齢者の意識やライフスタイルも多様化しており、長い高齢期をいかに健やかに、活力に満ちた生活を過ごすことができるかが、大きな課題となっております。

一方、平成12年度から開始された介護保険制度は社会に定着し、高齢者の生活を支える制度として欠くことのできないものとなりました。そしてこの間に介護サービスの利用は急速に伸び、それとともに給付費も拡大したことから、事業制度の健全な運営が懸念されるようになり、平成17年には「予防重視型システム」への転換を図ることを目的に、介護保険制度の大幅な改正が行われました。

これを受けて桜川市では、平成18年度からの第3期、そして平成21年度からの第4期において、介護予防重視の事業、地域密着型のサービスの導入や地域包括支援センターの創設など、様々な事業を実施してきたところです。

第5期にあたる本計画は、中期的目標の最終期として位置づけられております。また、予防重視、地域での生活重視の考えのもと、さらに介護・予防・医療・生活支援・住まいのサービスが一体的に提供される「地域包括ケア」に取り組むことが重要であるとされており、それらを踏まえた第5期計画の策定が求められています。

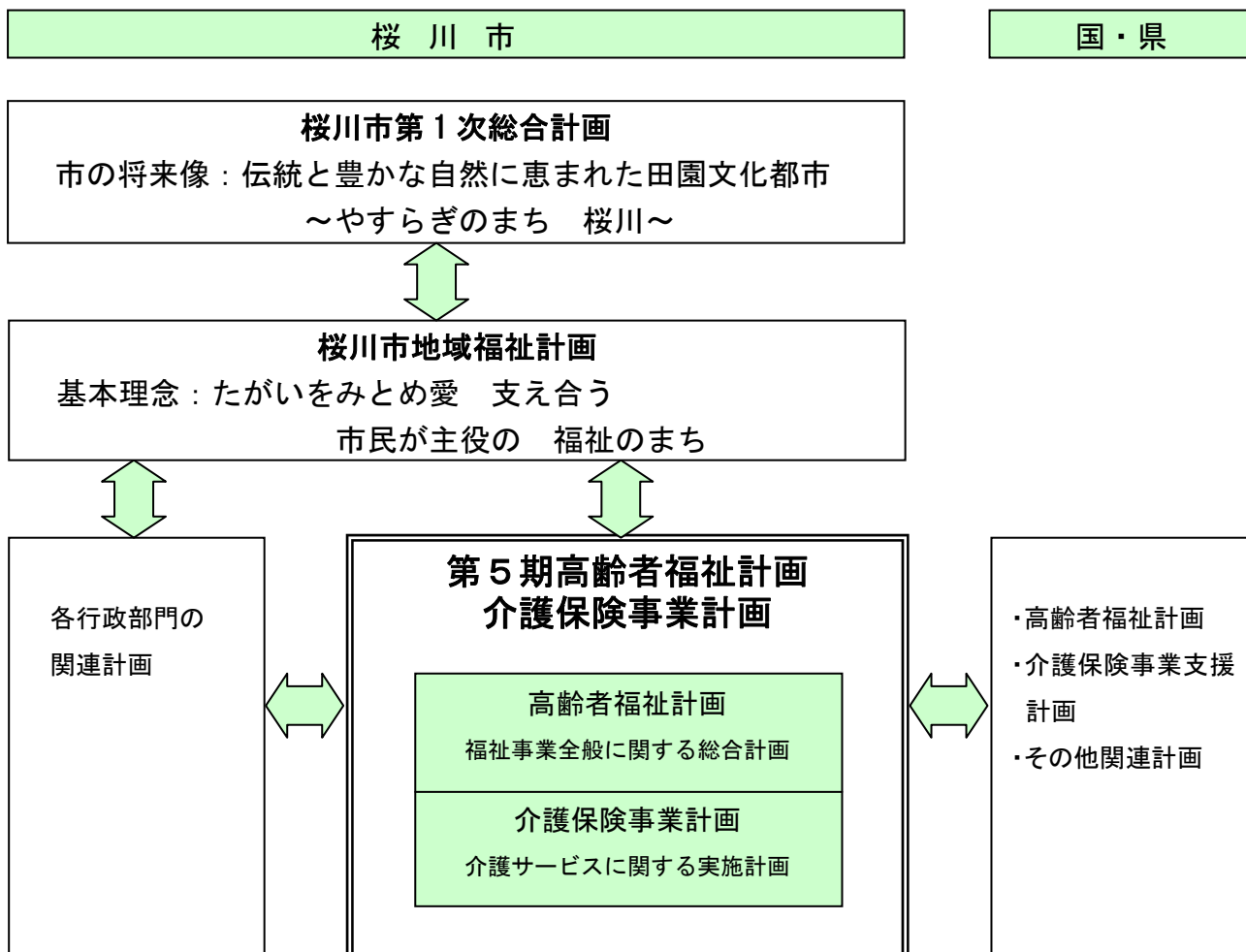
2. 計画の位置づけと他計画との関係

(1) 法的位置づけ

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8、介護保険法117条の規定にもとづき一体的に策定します。

(2) 他計画との関係

本計画は本市の総合的な高齢者施策を定める計画として、また、今後の介護保険サービスの事業計画として位置づけられることから、国、県の高齢者福祉計画、介護保険事業に関する計画との連携、整合性を図ります。また本市の総合計画、地域福祉計画、さらに各行政部門の計画とも連携しながら策定します。



3. 計画の期間

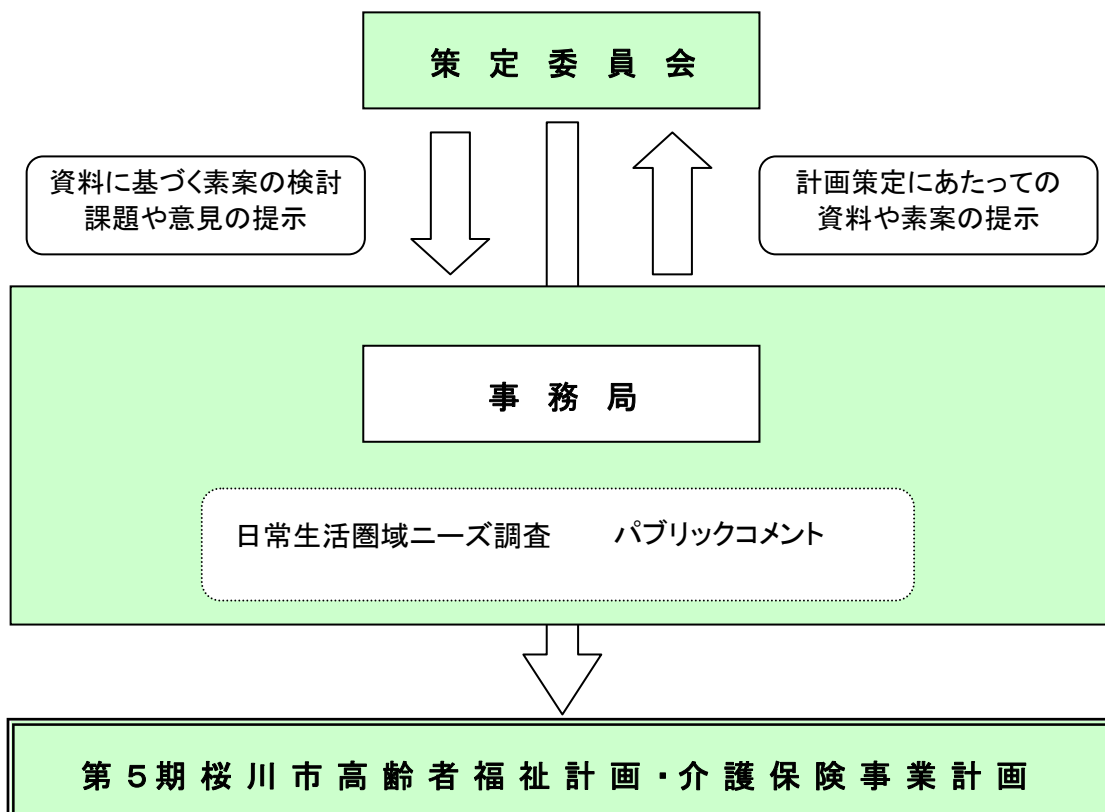
本計画は、平成24年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする3か年計画とします。

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期 計画期間 (3年間)	←————→								
第4期 計画期間 (3年間)				←————→					
第5期 計画期間 (3年間)							←————→		

4. 計画策定の体制

計画の策定に際しては、市民の意見が広く反映されるよう、被保険者代表、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、行政で構成する「桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において、計画の検討・協議を行うとともに、市内に在住する高齢者を対象に、アンケート調査による「日常生活圏域ニーズ調査」ホームページ等による「パブリックコメント」を実施しました。

(1) 策定委員会での計画の検討



第2章 高齢者を取り巻く現状

1. 高齢者の現状

(1) 人口の推移

本市の人口は平成22年10月1日現在(国勢調査)で、45,673人になっています。平成2年以降の人口の推移(平成12年以前は旧3町村合計)を見ると、平成7年まで微増で推移しましたがその後減少に転じ、平成2年から平成22年の20年間で約6,200人の減と、大幅に減少しています。

本市の人口を3区分の年齢区分で見ると、平成22年現在で、年少人口(0～14歳)が5,808人(構成比12.7%)、生産年齢人口(15～64歳)が28,064人(同 61.5%)、高齢者人口(65歳以上)が11,788人(同 25.8%)、さらに65～74歳の前期高齢者人口は5,178人(同 11.3%)、75歳以上の後期高齢者人口は6,610人(同 14.5%)になっています。国、県の平均と比較すると、高齢者人口の構成比は国を3.0ポイント、県を3.4ポイント上回り、年少人口、生産年齢人口はともに、国、県を下回っています。

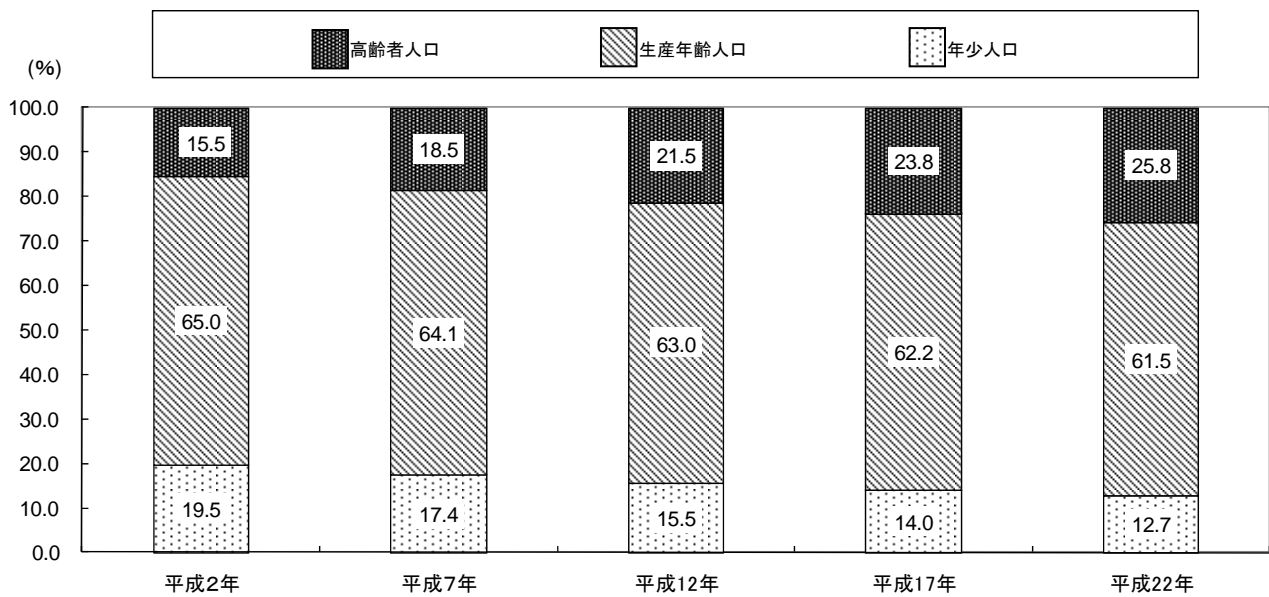
平成2年から平成22年の20年間の構成比の推移を見ると、高齢者人口構成比は10.3ポイントと大幅に増加し、年少人口、生産年齢人口の構成比がそれぞれ、6.8ポイント、3.5ポイント減少しています。

◆年齢3階級区分別人口の推移

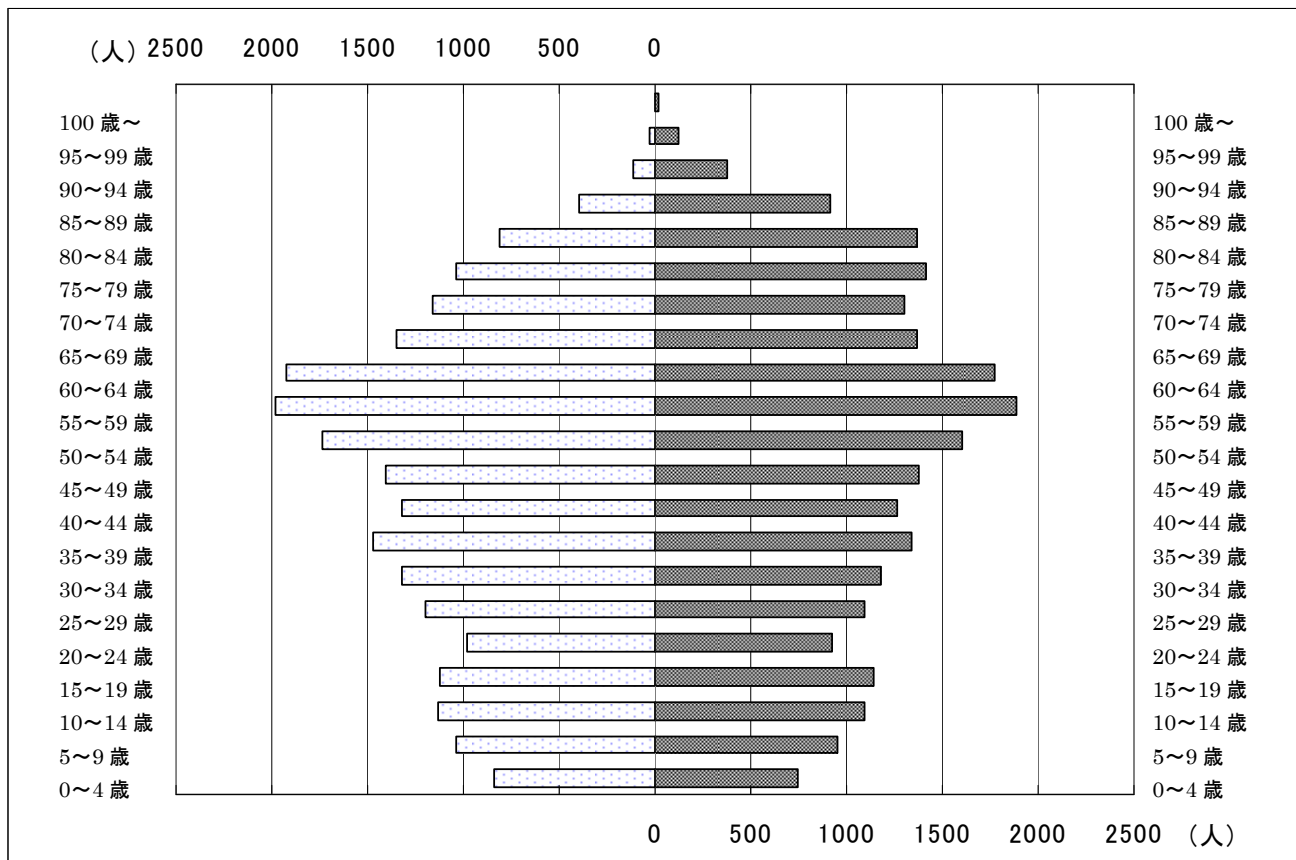
区 分	単位	桜 川 市					茨城県	全国(千人)	
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年	
年少人口(0～14歳)	実数	人	10,138	9,022	7,821	6,788	5,808	399,638	16,803
	構成比	%	19.5	17.4	15.5	14.0	12.7	13.5	13.1
生産年齢人口(15～64歳)	実数	人	33,735	33,311	31,720	30,082	28,064	1,891,701	81,032
	構成比	%	65.0	64.1	63.0	62.2	61.5	63.7	63.3
高齢者人口(65歳以上)	実数	人	8,007	9,639	10,793	11,527	11,788	665,065	29,246
	構成比	%	15.5	18.5	21.5	23.8	25.8	22.4	22.8
前期高齢者(65～74歳)	実数	人	4,786	5,811	5,993	5,501	5,178	350,091	15,174
	構成比	%	9.3	11.2	11.9	11.4	11.3	11.8	11.8
後期高齢者(75歳以上)	実数	人	3,221	3,828	4,800	6,026	6,610	314,974	14,072
	構成比	%	6.2	7.3	9.6	12.5	14.5	10.6	11.0
不 詳	実数	人	0	0	0	3	13	13,366	976
	構成比	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.8
総人口	実数	人	51,880	51,972	50,334	48,400	45,673	2,969,770	128,057
	構成比	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：平成2、7、12、17、22年国勢調査

◆年齢3階級区分別人口の推移



◆年齢5歳階級区分別人口ピラミッド（平成22年 国勢調査）



(2) 世帯の状況

1) 高齢者のいる世帯の状況

本市の平成22年10月1日現在（国勢調査）の総世帯数（一般世帯）は13,606世帯で、そのうち65歳以上の高齢者がいる世帯は7,691世帯で、総世帯の56.5%を占めます。全国や茨城県の平均と比較すると、それぞれ19.2ポイント、16.4ポイントと大きく上回っています。

高齢者のいる世帯のうち、夫婦のみの世帯は1,162世帯、一人暮らしの世帯は945世帯で、高齢者のいる世帯に占める構成比は、それぞれ15.1%、12.3%になっています。

平成12年から22年の10年間の推移を見ると、高齢化率の上昇とともに高齢者のいる世帯は当然、増え続けていますが、同様に夫婦のみの世帯、一人暮らしの世帯はそれを上回る増加傾向を示しています。

◆高齢者のいる世帯の状況

区 分		単 位	桜 川 市			茨 城 県	全 国 (千世帯)
			平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
総世帯数	実数	世帯	13,431	13,589	13,606	1,086,715	51,842
	構成比	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢者のいる世帯	実数	世帯	7,133	7,476	7,691	435,917	19,338
	構成比	%	53.1	55.0	56.5	40.1	37.3
夫婦のみの世帯	実数	世帯	807	1,009	1,162	112,487	5,525
	構成比	%	11.3	13.5	15.1	25.8	28.6
一人暮らしの世帯	実数	世帯	607	748	945	75,363	4,791
	構成比	%	8.5	10.0	12.3	17.3	24.8

資料：平成12、17、22年国勢調査

注：高齢者のいる世帯の構成比は、総世帯数に対する構成比(%)

夫婦のみの世帯、一人暮らしの世帯の構成比は、高齢者のいる世帯総数に対する構成比(%)

2) 一人暮らし高齢者の年齢別構成

一人暮らし高齢者が増加する中で、平成22年の一人暮らし高齢者人口は945人で、高齢者人口の8.0%を占めます。平成12年と比較すると、10年間で338人と大幅に増加し、高齢者人口に占める構成比も2.4ポイント増加しました。

ひとり暮らし高齢者を年齢別に見ると、平成22年において最も多いのが65歳～69歳の231人で、一人暮らし高齢者合計に占める構成比が24.5%となっており、年齢が高くなるほど構成比は低くなっています。それでも85歳以上が127人で13.4%を占めています。

◆一人暮らし高齢者の年齢別構成

区 分		単位	桜川市			茨城県	全国(千人)
			平成12年	平成17年	平成22年	茨城県	全国
高齢者人口総数	実数	人	10,793	11,527	11,788	665,065	29,246
	構成比	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一人暮らし高齢者人口合計	実数	人	607	748	945	75,363	4,791
	構成比	%	5.6	6.5	8.0	11.3	16.4
65～69歳	実数	人	144	183	231	19,230	1,122
	構成比	%	23.7	24.5	24.5	25.5	23.4
70～74歳	実数	人	159	165	204	16,964	1,076
	構成比	%	26.2	22.0	21.6	22.5	22.5
75～79歳	実数	人	138	177	205	16,274	1,082
	構成比	%	22.8	23.7	21.7	21.6	22.6
80～84歳	実数	人	101	128	178	13,245	873
	構成比	%	16.6	17.1	18.8	17.6	18.2
85歳以上	実数	人	65	95	127	9,650	638
	構成比	%	10.7	12.7	13.4	12.8	13.3

資料: 国勢調査

注: 一人暮らし高齢者人口合計の構成比は高齢者人口総数に対する構成比(%)

年齢別一人暮らし高齢者人口の構成比は、一人暮らし高齢者人口合計に対する構成比(%)

(3) 高齢者世帯の住まい

平成22年の高齢者のいる一般世帯の住居(国勢調査)を見ると、持ち家が7,367世帯で全体の95.8%とほとんどを占め、全国平均を大幅に上回り、県平均も上回っています。また、その他の住宅については、いずれもごくわずかとなっています。

平成12年と平成22年を比較すると、民営借家の増加率が高くなっています。

◆高齢者のいる一般世帯の住居状況

区 分		単位	桜川市			茨城県	全国(千世帯)
			平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
高齢者のいる一般世帯合計	実数	人	7,133	7,476	7,691	435,917	19,338
	構成比	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
持ち家	実数	人	6,931	7,185	7,367	397,610	15,917
	構成比	%	97.2	96.1	95.8	91.2	82.3
公営等の借家	実数	人	82	104	119	10,437	1,253
	構成比	%	1.1	1.4	1.6	2.4	6.5
民営の借家	実数	人	107	144	169	24,400	1,939
	構成比	%	1.5	1.9	2.2	5.6	10.0
給与住宅	実数	人	4	9	10	765	55
	構成比	%	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3
間借り	実数	人	6	13	17	1,999	126
	構成比	%	0.1	0.2	0.2	0.4	0.7
住宅以外に住む一般世帯	実数	人	3	21	9	706	48
	構成比	%	0.1	0.3	0.1	0.2	0.2

資料: 平成12、17、22年国勢調査

(4) 高齢者の就業状況

平成17年の高齢者労働力人口は総数2,451人で高齢者総人口に占める割合は、21.3%となっています。

年齢別に見ると、年齢が高くなるほど減少しますが、65歳～69歳において1,131人、高齢者総人口に占める割合は41.8%となっており、70歳～74歳の745人（同26.7%）と続きます。

◆高齢者の年齢別就業状況（平成17年）

区 分	単 位	総 数	労働力人口			非労働力人口	不 詳	
			合 計	就 業 者	完 全 失 業 者			
合 計	実数	人	11,527	2,451	622	77	9,022	54
	構成比	%	100.0	21.3	5.4	0.7	78.3	0.4
65～69歳	実数	人	2,707	1,131	371	50	1,566	10
	構成比	%	100.0	41.8	13.7	1.9	57.9	0.3
70～74歳	実数	人	2,794	745	158	18	2,039	10
	構成比	%	100.0	26.7	5.7	0.7	73.0	0.4
75～79歳	実数	人	2,662	418	67	8	2,229	15
	構成比	%	100.0	15.7	2.5	0.3	83.7	0.6
80～84歳	実数	人	1,843	123	20	0	1,713	7
	構成比	%	100.0	6.7	1.1	0.0	92.9	0.4
85歳以上	実数	人	1,521	34	6	1	1,475	12
	構成比	%	100.0	2.2	0.4	0.1	97.0	0.8

資料：国勢調査

注：平成22年の国勢調査結果が公表されていないため、平成17年データを掲載しています。



2. ニーズ調査に見る高齢者の生活状況

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

第5期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するにあたり、高齢者の生活状況、健康、社会生活、また高齢者福祉に対する意向を把握するためにアンケート調査を実施しました。

2) 調査内容

厚労省の調査書式である「日常生活圏域ニーズ調査」の調査票を用い、市の独自項目を加え、下記の内容について調査を実施しました。

- ① 家族や生活状況について
- ② 運動・閉じこもりについて
- ③ 転倒予防について
- ④ 口腔・栄養について
- ⑤ 物忘れについて
- ⑥ 日常生活について
- ⑦ 社会参加について
- ⑧ 健康について
- ⑨ 介護保険制度について
- ⑩ 高齢者福祉について

3) 調査の概要

- | | | |
|---------|---------------|-------------|
| ① 調査対象者 | 市内在住の65歳以上の市民 | 4,987名 |
| ② 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 | |
| ③ 調査時期 | 平成23年7月 | |
| ④ 回収結果 | 回収数 2,750票 | (回収率 55.1%) |

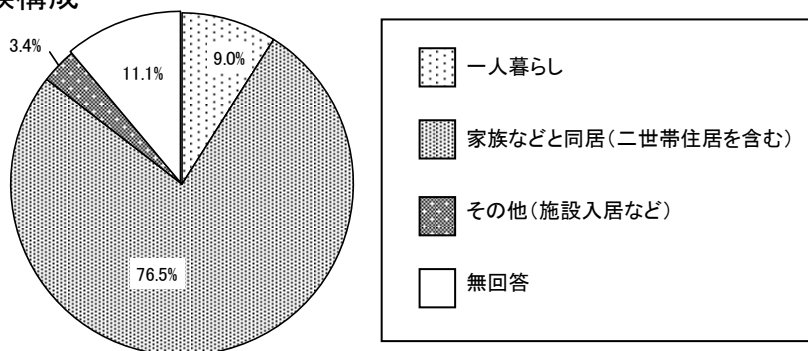
(2) 高齢者の生活状況

1) 家族構成

家族構成については、「家族など同居」が76.5%を占め、「ひとり暮らし」が9.0%となっています。同居の人数については、「2人」19.3%、「3人」17.8%、「4人」14.2%で過半数を占めます。また、同居人の属性については、最も多いのが「配偶者」で61.6%、次いで、「息子」51.8%が続きます。

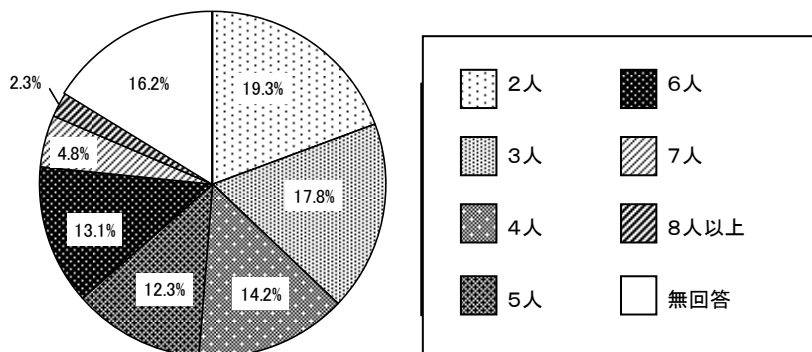
家族など同居の方の、「日中、一人になること」については、「たまにある」38.8%が最も多く、「よくある」30.5%、「ない」25.4%となっています。「日中、一人になる」ことのある割合は全体の6割以上の方が占めます。

【問2】Q1. 家族構成

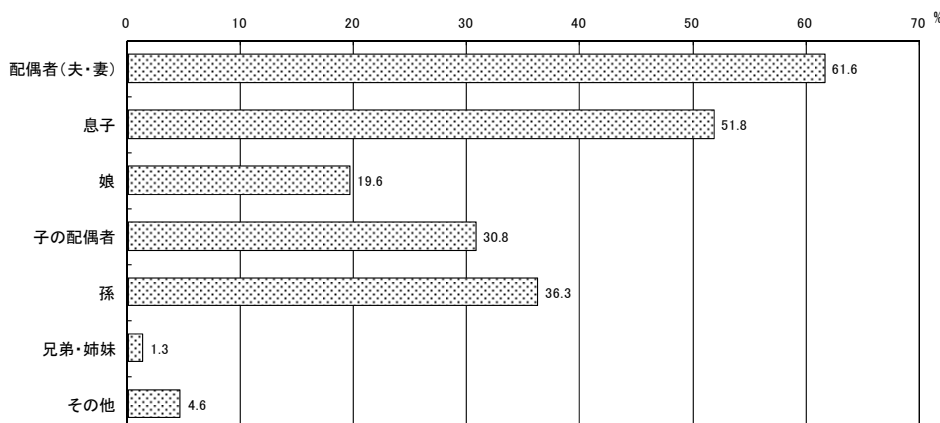


【問2】Q1-1. ご自分を含めて何人で暮らしていますか。また、同居されているかたはどなたですか（家族など同居されている方のみ、複数選択可）

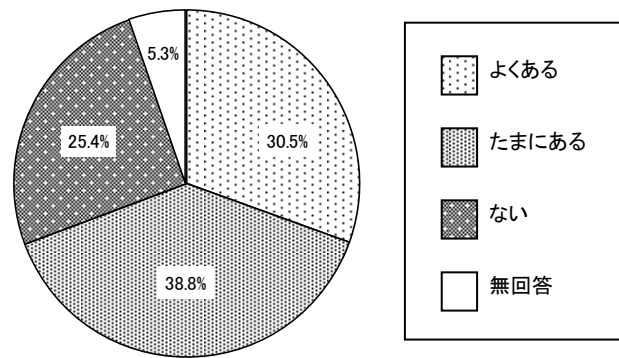
○同居の人数



○同居人の属性



【問2】Q1-2. 日中、一人になることがありますか（家族などと同居されている方のみ）

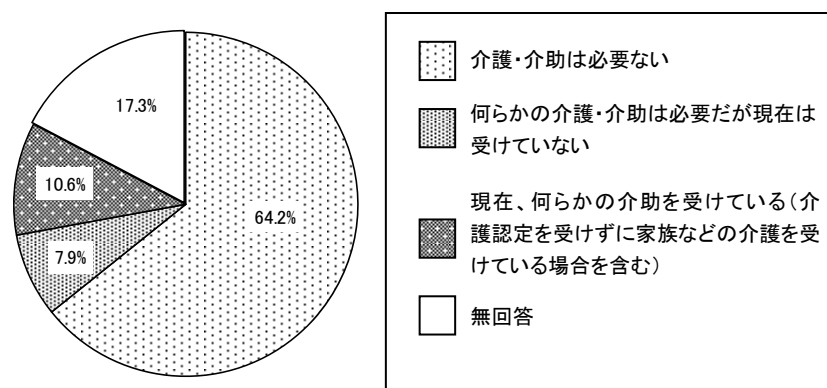


2) 介護の状況

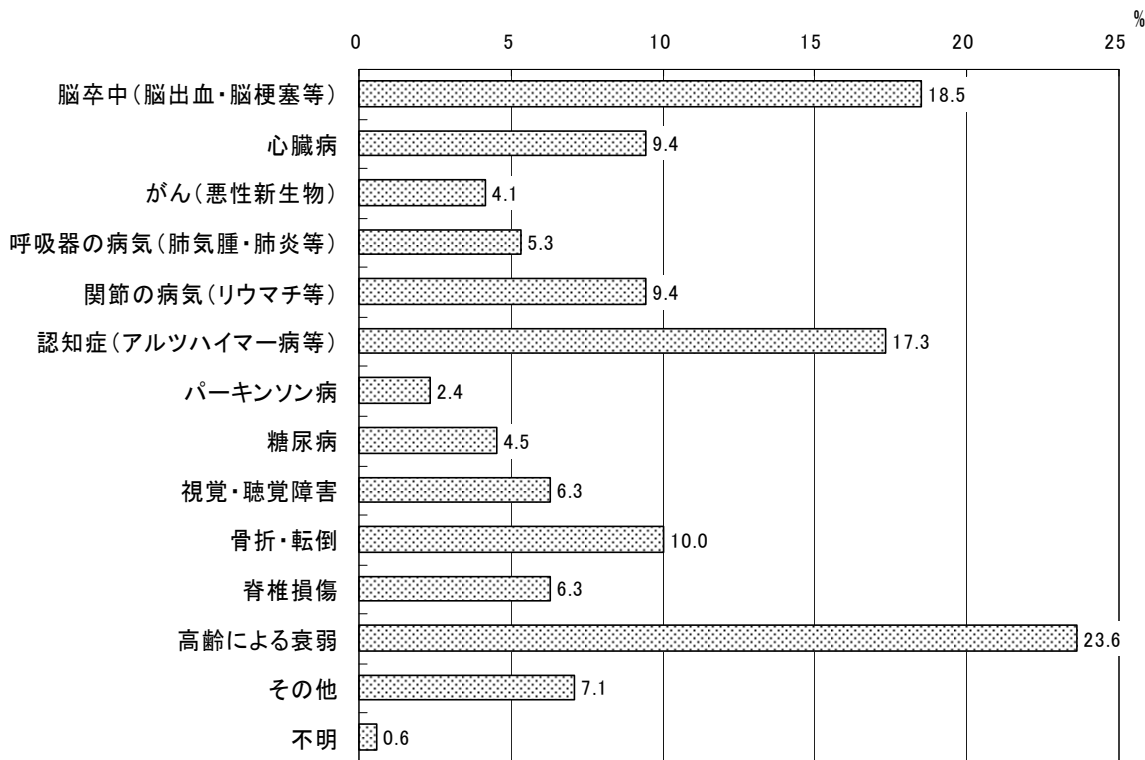
介護の必要性については、「介護・介助は必要ない」が64.3%と約2/3を占めます。また、「何らかの介護・介助は必要だが現在は受けていない」7.9%、「現在何らかの介助を受けている」10.6%を合わせると、介助を必要とした回答数は18.5%を示しました。介助が必要になった主な原因については、「高齢による衰弱」23.6%が最も多く、次いで、「脳卒中」18.5%、「認知症」17.3%、の順になっています。

介護者については、「介護サービスのヘルパー」が19.6%と最も多く、「配偶者」が15.5%、「子の配偶者」が11.3%と続きます。また、介護者の年齢については、「65歳未満」が51.9%と最も多く、次いで、「65歳～74歳」の13.4%となっています。また、「85歳以上」も少数ではあるが6.5%の割合を示しています。

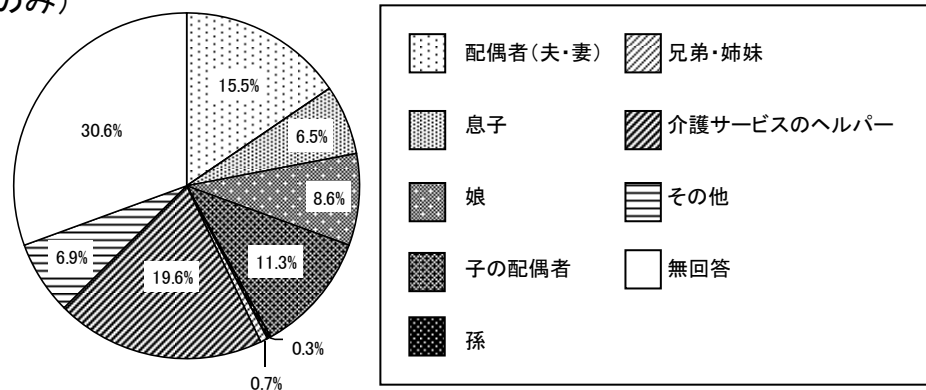
【問2】Q2. あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか



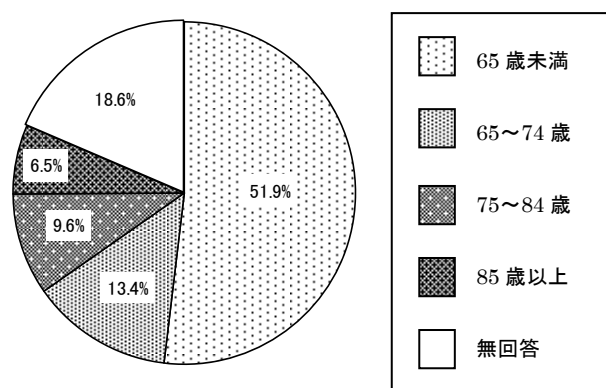
【問2】Q2-1. 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか（介護・介助が必要な方のみ、複数選択可）



【問2】Q2-2. 主にどなたの介護・介助を受けていますか（介護・介助を受けている方のみ）



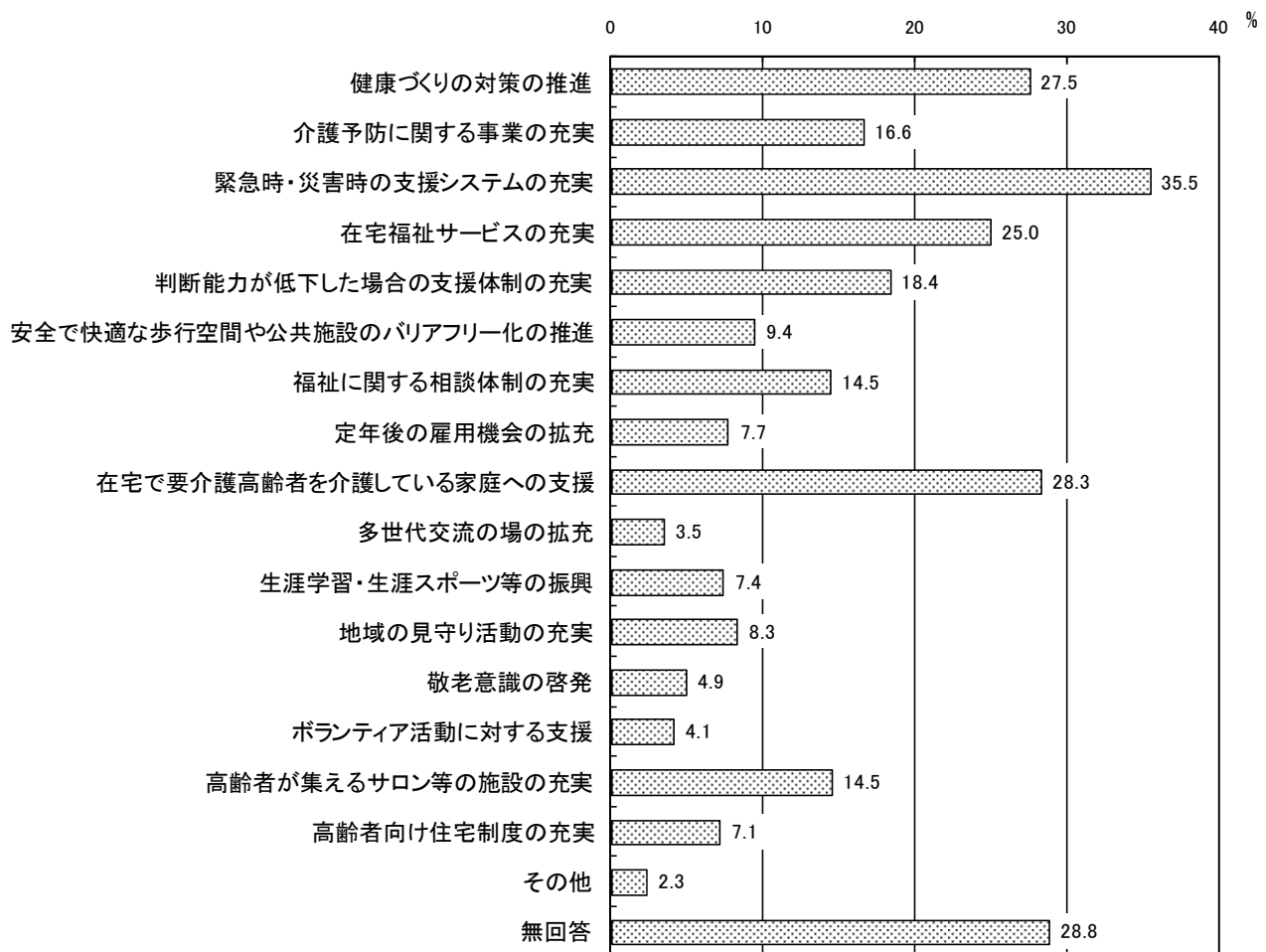
【問2】Q2-3. 主に介護・介助をしている方の年齢は、次のどれですか（介護・介助を受けている方のみ）



3) 高齢者施策の要望

「桜川市の高齢者施策として特に力を入れてほしい事は何ですか」の問いに対し、高齢者は、「緊急時・災害時の支援システムの充実」が35.5%で最も多く望んでいます。また、「在宅で要介護高齢者を介護している家庭への支援」・「健康づくりの対策の推進」・「在宅福祉サービスの充実」についての要望も高くなっています。

【問11】 Q1. 桜川市の高齢者施策として特に力を入れて欲しいことは何ですか（〇は5つまで）



3. 二次予防事業対象者の状況

二次予防事業とは、生活機能が低下している高齢者を対象に、要介護状態になることを防止するために実施する介護予防事業です。そのために、生活機能が低下している高齢者を早期に発見し、介護予防事業に結び付ける二次予防事業対象者把握の調査を実施しています。

平成23年度の調査の概要、調査結果は以下の通りです。

(1) 調査の概要

調査は、生活機能を判定する25項目の調査項目からなる基本チェックリストを高齢者に配布・回収し、回答結果から、6項目の生活機能の判定および二次予防事業対象者の選定を行っています。

○基本チェックリスト配布数	9,133票
○基本チェックリスト回収数	4,073票
○回収率	44.6%
○実施時期	平成23年5月

(2) 調査結果

調査の結果、二次予防事業対象者は923名選定され、選定率は22.7%となっています。また、各生活機能低下の該当者および該当率は次の通りです。

○二次予防事業対象者数、選定率		
・二次予防事業対象者	923名	
・選定率	22.7%	
※注：選定率＝対象者／基本チェックリスト回収者数		
○各生活機能の該当者、該当率		
・運動機能	329名	8.1%
・栄養改善	22名	0.5%
・口腔機能	336名	8.2%
・閉じこもり防止	110名	2.7%
・認知症予防	256名	6.3%
・うつ予防	337名	8.3%
※注：該当率＝該当者／基本チェックリスト回収者数		

第3章 高齢社会の将来の姿

1. 基本理念

一人ひとりが輝き、地域が支えあう いきいき健康のまち 桜川

本市においては、高齢者をはじめすべての市民が生涯にわたって健康であり、地域で生きがいをもって暮らすために、さまざまな社会参加の機会づくりを進めるとともに、保健・医療・福祉との連携による地域ケア体制づくりや地域での支え合いの醸成、福祉サービス及び介護保険サービスの充実に努めてきました。

本計画では、第3期計画から、団塊の世代が高齢期を迎える平成26年度（2014年）を踏まえた計画づくりが求められ、第3期、第4期と地域ケア体制づくりに取り組んできたところです。本計画の第5期計画は、平成26年度の中期目標に向けた最終期に位置づけられる計画であり、本計画の基本理念は第3期、第4期の基本理念を継承し、「一人ひとりが輝き、地域が支えあう いきいき健康のまち 桜川」とし、高齢者に「健康で生きいきとした生活を送ってもらう」、「安心して生活を送れるよう支援する」、「充実した介護サービスが受けられる」姿をめざし、ぬくもりのあるやさしいまちを実現します。

2. めざす姿

めざす姿1：健康で生きいきとした生活を送ってもらう

高齢期にあっても地域での活動や学習意欲、仕事への意欲を持ち、介護や支援を必要としない高齢者が、年々、増えています。こうした方々がいつまでも健康で生きがいを持ち、生き生きとした生涯を過ごせるよう、積極的に社会参加・生きがい対策の推進に努めます。

[実現へ向けての目標・施策]

基本目標1：高齢者の健康と生きがいづくりの推進

- ① 健康づくりの推進
- ② 生涯学習・スポーツの推進
- ③ 余暇活動の充実
- ④ 地域活動への支援

めざす姿2：安心して生活が送れるよう支援する

高齢者にとって安心して生活が送れるようにするために、日常生活の支援サービスや社会環境の整備が重要です。高齢者が自立した生活を過ごすことができるよう、様々な生活支援サービスに努めるとともに、緊急時の連絡体制や防災・防犯・交通安全対策の強化、公共施設・交通機関を始め、まちを自由に歩けるバリアフリーの整備、住環境の充実に努めます。また、高齢者に対する敬意といたわりの心を育て、地域で見守り、支えるこころの福祉のまちづくりを推進します。

[実現に向けての目標・施策]

基本目標1：高齢者福祉サービスの充実

- ① 日常生活支援の推進
- ② 福祉施設サービスの充実
- ③ 安心・安全のまちづくり
- ④ 福祉のこころのまちづくり

めざす姿3：充実した介護サービスが受けられる

平成12年度から始まった介護保険サービスの制度は、高齢者にとって欠かせないサービスとなっています。住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、地域ケアシステムの構築を目指し、介護サービスの充実、地域支援事業の充実に努めます。

[実現へ向けての目標・施策]

基本目標1：介護サービスの充実と介護保険の適正運営

- ① 居宅サービスの充実
- ② 地域密着型サービスの充実
- ③ 施設サービスの充実
- ④ 保険料の確保
- ⑤ 介護給付適正化プログラムの推進

基本目標2：地域支援事業の充実

- ① 介護予防の推進
- ② 家族介護への支援
- ③ 相談・情報提供の充実
- ④ 虐待防止と権利擁護の推進
- ⑤ 認知症高齢者への支援

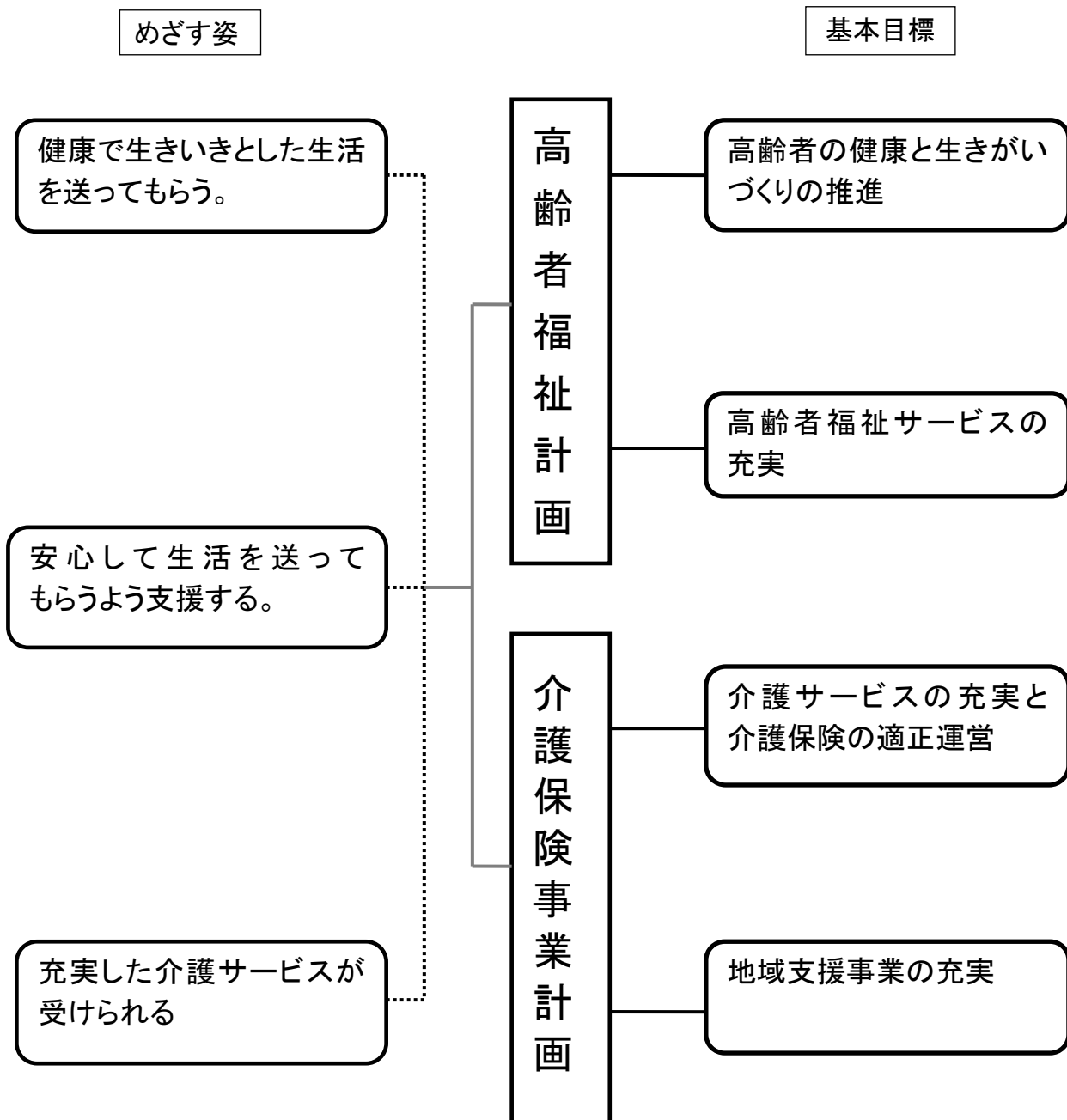


3. 計画の体系

○基本理念

「一人ひとりが輝き、地域が支えあう、

生きいき健康のまち 桜川」



4. 高齢社会の将来推計

(1) 本市の将来人口

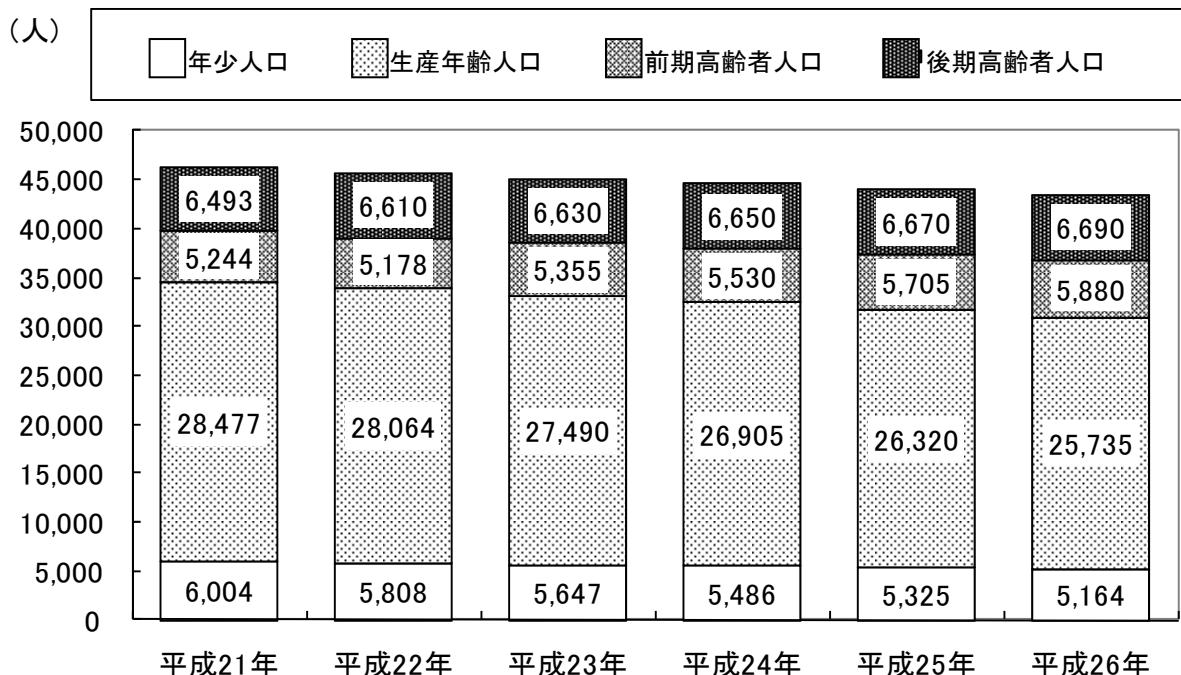
本市のまちづくりの基本となる「桜川市第1次総合計画」において、本市の将来人口を推計しています。本市の総人口は平成27年には42,920人になると推計し、さらに、高齢者人口を12,762人と推計しています。

この推計人口をもとに、本計画の目標年次である平成26年の総人口は43,469人と推計され、さらに、高齢者人口は12,570人、うち前期高齢者人口は5,880人、後期高齢者人口は6,690人と推計されます。

◆本市の将来人口推計

計画期間		単位	第4期			第5期		
区 分			平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	実数	人	46,218	45,673	45,122	44,571	44,020	43,469
	構成比	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口 (0～14歳)	実数	人	6,004	5,808	5,647	5,486	5,325	5,164
	構成比	%	13.0	12.7	12.5	12.3	12.1	11.9
生産年齢人口 (15～64歳)	実数	人	28,477	28,064	27,490	26,905	26,320	25,735
	構成比	%	61.6	61.4	60.9	60.4	59.8	59.2
高齢者人口 (65歳以上)	実数	人	11,737	11,788	11,985	12,180	12,375	12,570
	構成比	%	25.4	25.8	26.6	27.3	28.1	28.9
前期高齢者	実数	人	5,244	5,178	5,355	5,530	5,705	5,880
	構成比	%	44.7	43.9	44.7	45.4	46.1	46.8
後期高齢者	実数	人	6,493	6,610	6,630	6,650	6,670	6,690
	構成比	%	55.3	56.1	55.3	54.6	53.9	53.2

注：第1次桜川市総合計画の将来人口推計、ただし平成22年は国勢調査結果
前期高齢者、後期高齢者の構成比は、高齢者人口総数に対する構成比(%)



5. 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域です。

本市の地理的、社会的特性、介護サービスの整備状況等から、本市の日常生活圏域は旧町村単位で設定し、岩瀬、大和、真壁の3圏域とします。

(2) 圏域の概要

1) 岩瀬圏域

岩瀬圏域は本市の北部に位置し、高速道路のインターチェンジや鉄道が通り、交通の便利な地域です。

2) 大和圏域

大和圏域は本市の中央部に位置し、市役所の本所機能があります。

3) 真壁圏域

真壁圏域は本市の南部に位置し、歴史と伝統のある地区で、石材業の盛んな地域です。



◆日常生活圏域の概要

圏域名	市合計	岩瀬圏域	大和圏域	真壁圏域
面積	179.78㎡	87.16㎡	29.22㎡	63.40㎡
総人口	45,673人	20,868人	6,915人	17,890人
高齢者人口	11,788人	5,401人	1,716人	4,671人
高齢化率	25.8%	25.9%	24.8%	26.1%

資料:平成22年国勢調査

(3) 各圏域の介護保険事業所数

事業所名	市合計	岩瀬圏域	大和圏域	真壁圏域
訪問介護	9	2	1	6
訪問入浴介護	3	1	1	1
訪問看護	2	1	1	0
通所介護・通所リハビリ	13	6	2	5
短期入所生活介護	3	1	1	1
短期入所療養介護	4	1	1	2
居宅介護支援	11	4	3	4
小規模多機能型居宅介護	1	0	0	1
認知症対応型共同生活介護	4	3	0	1
介護老人福祉施設	3	1	1	1
介護老人保健施設	3	1	1	1
介護療養型医療施設	2	2	0	0
軽費老人ホーム	1	0	0	1
地域包括支援センター	1			
合 計	60	23	12	24

資料：桜川市調べ(平成24年3月末現在)

注：地域包括支援センターは圏域ごとに設置されておりませんが、市内全域を対象として事業を実施していますので、表中は合計欄のみに計上しています。

第 2 編 高齡者福祉計画

第1章 高齢者の健康と生きがいの推進

1. 健康づくりの推進

市民一人ひとりが、住みなれた家庭や地域で、元気でいきいきと心豊かに暮らすためには、健康づくりが重要です。

本市では、平成21年に策定した「桜川市健康増進計画」に基づき、健康習慣づくり、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・心の健康、喫煙・飲酒、歯と口腔の健康、健康管理、医療の提供体制の各分野に、年代に応じた具体的な目標を設定し評価を行い、健康づくりに取り組んでおります。また、地域・関係団体と連携して市民の健康づくりを推進しているところです。

平成20年度の医療制度改革によりメタボリックシンドローム対策を中心とした「特定健診・特定保健指導」が40歳～75歳未満に実施され、75歳以上においては、後期高齢者健診が実施されるようになり健診制度も大きく変わっております。今後、高齢者の増加や社会情勢の変化とともに多様化する市民ニーズを踏まえ、地域での健康づくりを推進していきます。

2. 生涯学習・スポーツの推進

① 生涯学習の推進

高齢者が気軽に参加できるよう高齢者のニーズを把握し、市内の公民館等での活動を通じて、様々な講座を開講するなど内容の充実を図ります。また、様々な活動に高齢者が参加していただけるよう、広報紙やパンフレット等を通じて参加を呼びかけていきます。

② 生涯スポーツの充実

地域活動やスポーツ、レクリエーションなどの様々な機会を通じて、地域の高齢者の健康づくりや「閉じこもり」防止につながるよう、高齢者が気軽に参加できるようなスポーツやレクリエーションなどの充実を図ります。

3. 余暇活動の充実

① 高齢者クラブ等助成

【現状と課題】

桜川市高齢者クラブ連合会が実施する各種スポーツ大会開催等の活動の推進が図れるよう支援しています。また、市内の単位高齢者クラブ会員相互の親睦を深めるとともに、社会奉仕作業や友愛活動、スポーツ等のさまざまな活動を行い、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進できるよう支援しています。

市内の単位高齢者クラブにおいては、クラブ数および会員数とも減少傾向にあるが、高齢社会を支える活力のある中心組織として、活動への支援を行い高齢者クラブの活動促進を図る必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
高齢者クラブ連合会 大会開催数	回	9	8	9
単位高齢者クラブ数	団体	82	81	77
単位高齢者会員数	人	5,193	4,984	4,600

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

今後も桜川市高齢者クラブ連合会の各種スポーツ大会等の自主活動を支援するとともに、市内の単位高齢者クラブに対しても引き続き支援を行い、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを進めます。また、活動状況を紹介したりして、会員増に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者クラブ連合会 大会開催数	回	9	9	9
単位高齢者クラブ数	団体	78	78	78
単位高齢者会員数	人	4,700	4,700	4,700

4. 地域活動への支援

① シルバー人材センター助成

【現状と課題】

地域の高齢者に就業機会を提供し、健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の向上のため、桜川市シルバー人材センターの運営に対し補助を行い、活動の支援を行っています。

高齢者の身近な働く場所として近年会員数は増加しているが、仕事の受注件数は減少傾向にあります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会員数	人	287	285	298
受注件数	件	2,103	2,120	2,000

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

シルバー人材センターの運営が円滑に行えるよう支援します。

また、会員の確保と高齢者の経験や知識・技能等を生かした雇用の場の拡大に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会員数	人	305	310	320
受注件数	件	2,000	2,050	2,100

② ボランティア活動の推進

現在、本市にはボランティア団体が14団体活動しており、多数の市民がボランティア活動を行っています。そのボランティア活動として高齢者を対象とした配食サービス事業の弁当の配達や、高齢者が自ら活動しているシルバーリハビリ体操指導士会などによる活動が行われ、温かい交流が行われています。

また、市社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置され、市民参加によるボランティア活動を推進しており、今後は社会福祉協議会と連携しボランティア団体の活動や育成を支援します。

第2章 高齢者福祉サービスの充実

1. 日常生活支援の推進

① 配食サービス

【現状と課題】

おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯等で、調理が困難な方を対象として、週1回から2回、栄養とバランスのとれた食事を提供し、健康の維持を図るとともに、利用者の安否確認を行っています。

この事業の対象者は介護保険が適用にならない高齢者等のため、利用者は横ばいの状況であります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	人	21	28	27
利用延配食数	食	1,842	1,440	1,498

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

在宅生活が継続できるよう栄養バランスのとれた食事を提供し、食の自立支援に努めます。

また、配食時に安否確認も実施する重要なサービスであることから、今後もサービス提供が行えるよう努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人	30	31	32
利用延配食数	食	1,715	1,787	1,859

② 軽度生活支援

【現状と課題】

介護保険対象外のおおむね65歳以上のひとり暮らし在宅高齢者等を対象にし、ホームヘルパー等を週1回派遣し、家事援助等の日常生活の支援を行う事業です。

介護保険の認定を受けて介護サービスを利用する方が多いため、利用者は横ばい状態であるが、今後も介護保険対象外の高齢者福祉サービスとして、事業の周知を行っていく必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	人	11	13	14
利用者延時間	時間	511	494	498

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

日常生活の支援事業として、介護保険制度と連携を図りながら、民生委員やケアマネージャー等の関係機関と協力し事業の周知に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人	15	16	17
利用者延時間	時間	546	594	642

③ 高齢者ふれあい給食サービス

【現状と課題】

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、月1回から2回程度、会食を行い健康指導やレクリエーションの実施、また、栄養バランスのとれたお弁当を提供しています。

本事業は高齢者福祉サービスの中でも参加希望者が多く、年々増加傾向にあり、今後も参加者の増加が見込まれます。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加延べ人数	人	1,137	1,295	1,335
開催数	回	34	31	34

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

ひとり暮らし高齢者等の孤独感の解消を図るためのコミュニティーとしての場の提供や、健康指導を行い在宅生活の支援を行います。

本事業は、対象者の利用意向が高いサービスであるため、今後も利用者の増加が見込まれることから、サービス体制の確保や事業内容の充実を図ります。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
参加延べ人数	人	1,357	1,377	1,419
開催数	回	34	34	34

④ 高齢者生きがい活動支援通所

【現状と課題】

65歳以上の要援護高齢者やひとり暮らし高齢者が、できる限り介護状態にならないように、健康で生きいきとした生活が送れるよう、デイサービス事業を提供しています。

この事業は、要介護度の認定を受けていない方が対象となっているために、近年の利用者は減少傾向にあります。

◆目標・見込み

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	人	9	9	7
利用延回数	回	356	251	192

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

介護予防の効果があるサービスであるが、利用者が減少傾向であるため、今後の動向を見守りながら事業を継続します。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人	7	7	7
利用延回数	回	192	192	192

⑤ ひとり暮らし老人等緊急通報システム管理

【現状と課題】

在宅のひとり暮らし高齢者に対し、急病・事故などの緊急事態に速やかに援助が受けることができるよう、筑西広域消防本部に通報するための緊急通報装置およびペンダント型無線発信機の貸与を行っています。

現在、ひとり暮らし高齢者の増加にともない設置希望者が多く新規設置をしているが、利用者の高齢化に伴い施設入所や死亡等による撤去により、設置台数は横ばい状態にあります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
設置台数	台	233	223	233

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、引き続き緊急通報システムの貸与を行います。

また、民生委員等との連携を深め、必要としている対象者の把握に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置台数	台	240	240	240

⑥ 地域ケアシステム推進

【現状と課題】

高齢者等が生活していくために何らかの支援が必要な時、その一人ひとりに最もふさわしい援助ができるように、保健、医療、福祉等の関係者で構成されるサービス調整会議で検討し、その結果に基づき関係者でケアチームを組織し、見守りや各種サービスを利用しながら在宅生活を支援しています。

援助を必要としている高齢者等に対して、住み慣れた地域でよりよい生活を送るために、見守り等の支援体制を強化していく必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
支援を受けた人数	人	52	47	30

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

地域包括支援センター等と一体的に事業を進めることにより、支援が必要な高齢者等の把握に努めます。

また、援助を必要としている高齢者等への相談・見守り・支援体制の充実を図り、在宅生活が継続できるよう支援します。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支援を受けた人数	人	30	30	30

⑦ 在宅介護支援センター

【現状と課題】

在宅介護支援センターが3ヶ所に設置されており、要援護高齢者等および介護者等に対し、在宅介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう連絡・調整を行っています。

センターへの相談件数は年々増加傾向にあります。今後は利用者の多様化したニーズに対応するため、効果的な運営に努める必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談受付件数	件	1,135	752	780

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

地域包括支援センターの窓口として情報の共有化等により、相談者に対して迅速に対応できるよう連携の強化を図ります。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談受付件数	件	800	820	820

⑧ 生活支援相談（心配ごと相談）

【現状と課題】

高齢者の日常生活上の身近な相談に応じ、適切な助言・援助を行い地域における高齢者を支援します。

社会状況の変化に伴い、相談内容が多様化しています。また各種の専門的な相談窓口が開設されたことにより、相談件数は減少の傾向にあります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談件数	件	39	16	14

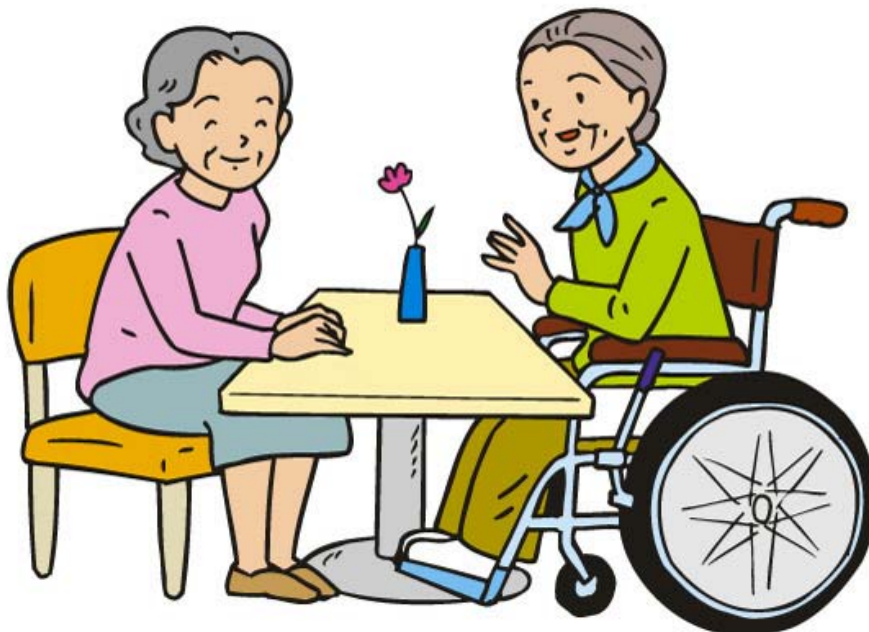
注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

高齢者の気軽な相談場所として、今後も相談者のプライバシーに配慮しながら、さまざまな相談に応じ問題解決に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談件数	件	20	20	20



2. 福祉施設サービスの充実

① 養護老人ホーム

【現状と課題】

養護老人ホームは、65歳以上の高齢者で環境上の理由および経済的理由により、居宅において生活することが困難な方が市の措置により入所する施設です。

措置入所者は横ばい状態です。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
入所者数	人	10	10	9

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

本市には受け入れ先となる施設がないことから、関係施設との調整を図りながら入所措置を円滑に進めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所者数	人	9	9	9

② 軽費老人ホーム

【現状と課題】

軽費老人ホームは、高齢のため独立した生活が困難な方々に、低額な料金で住居を提供する老人福祉施設で、利用者と福祉施設との契約により入所する施設です。

○施設には、次のような3つの施設があります。

- ・ A型 身寄りがない方や家族等と同居が困難な方
- ・ B型 自炊が可能な程度の健康状態で家族環境及び住宅事情等の理由で居宅での生活が困難の方
- ・ ケアハウス 自炊ができない程度に身体機能が低下している方で、独立した生活に不安のある方。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数 (ケアハウス)	人	42	42	40

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

今後の利用状況や高齢者のニーズ等の社会動向を見定めながら、関係施設との調整や在宅サービスの積極的な提供を図り、入所を円滑に進めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (ケアハウス)	人	42	42	42

③ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

生活支援ハウスは、60歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者夫婦世帯に属する方および家族による援助を受けることが困難な方が利用する施設です。

3. 福祉のこころのまちづくり

(1) 福祉のこころづくり

① 敬老事業

【現状と課題】

多年にわたり社会に貢献されてきた高齢者の方々に対し敬意を表すとともに、長寿を祝う目的として祝金の贈呈を行っています。

贈呈の対象者は75歳以上の高齢者全員、また88歳を迎える米寿のお祝い、および100歳を迎える百寿のお祝い、並びに最高齢者の男女に敬老記念品を贈呈しております。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
記念品贈呈件数	件	7,031	7,166	7,186

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

今後は、事業方法等を検討しながら事業を継続していきます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
記念品贈呈件数	件	7,341	7,391	7,441

4. 安心・安全のまちづくり

(1) 防犯・防災

① 安心・安全な地域づくりの推進

緊急通報システム設置事業や軽度生活支援事業、配食サービス事業などの日常生活支援事業のほか、民生委員やボランティア等による地域見守り体制を進め、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

② 災害時の支援対策

災害時等に支援が必要な高齢者の状況の把握に関係部所および関係機関との連携を図り、災害時要援護者台帳を整備するとともに、民生委員および各行政区長等の関係機関および地域住民との連携・協力を得ながら、支援の必要な高齢者が迅速に避難できる体制の確立を図ります。

③ 消費者被害の防止

高齢者が悪質な訪問販売による消費者被害に遭う危険性が高いことから、その被害を未然に防ぐため、関係機関と連携して消費者被害情報を把握し、さまざまな機会を利用しながら消費者被害の未然防止や、被害にあった消費者の救済についての相談や情報提供に努めます。

(2) バリアフリーの推進

本市では、高齢者が快適に暮らすことができる地域社会を実現するため、公共施設や道路、公園、交通機関等のバリアフリー化を促し、高齢者が外出しやすい環境整備を進めます。

また、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害者を含むすべての人が、社会参加の機会を等しく有し、共に安心して快適に生活することができる地域社会の実現をめざします。

5. 認知症高齢者への支援

(1) 認知症高齢者への支援

認知症になっても住み慣れた地域や家庭で、認知症高齢者が自分らしさを保ちながら、安心して生活をするために、保健・医療・福祉などの関係機関と連携を図りながら、家族を含めた地域全体が認知症について正しい知識を持ち、認知症高齢者の見守りやその家族を支え合う支援体制づくりを推進します。

(2) 高齢者虐待防止対策

高齢者虐待は、高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害するものです。高齢者虐待防止法の趣旨を踏まえ、相談窓口を広く周知するとともに、地域包括支援センターや関係機関と連携・協力して虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援など高齢者虐待に関する認識を深めることが、高齢者虐待の防止・早期発見の第一歩となることから、地域住民に対する知識・理解の普及・啓発に積極的に取り組みます。

(3) 権利擁護の推進

高齢者一人ひとりの個人を尊重し、自己決定により、その人らしい自立した生活が送れるように地域包括支援センターにおいて、権利擁護に関する相談に応じるとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の制度の周知を図り、高齢者の権利擁護を推進します。

第3編 介護保険事業計画

第1章 介護サービスの充実

1. 介護保険サービスの概要

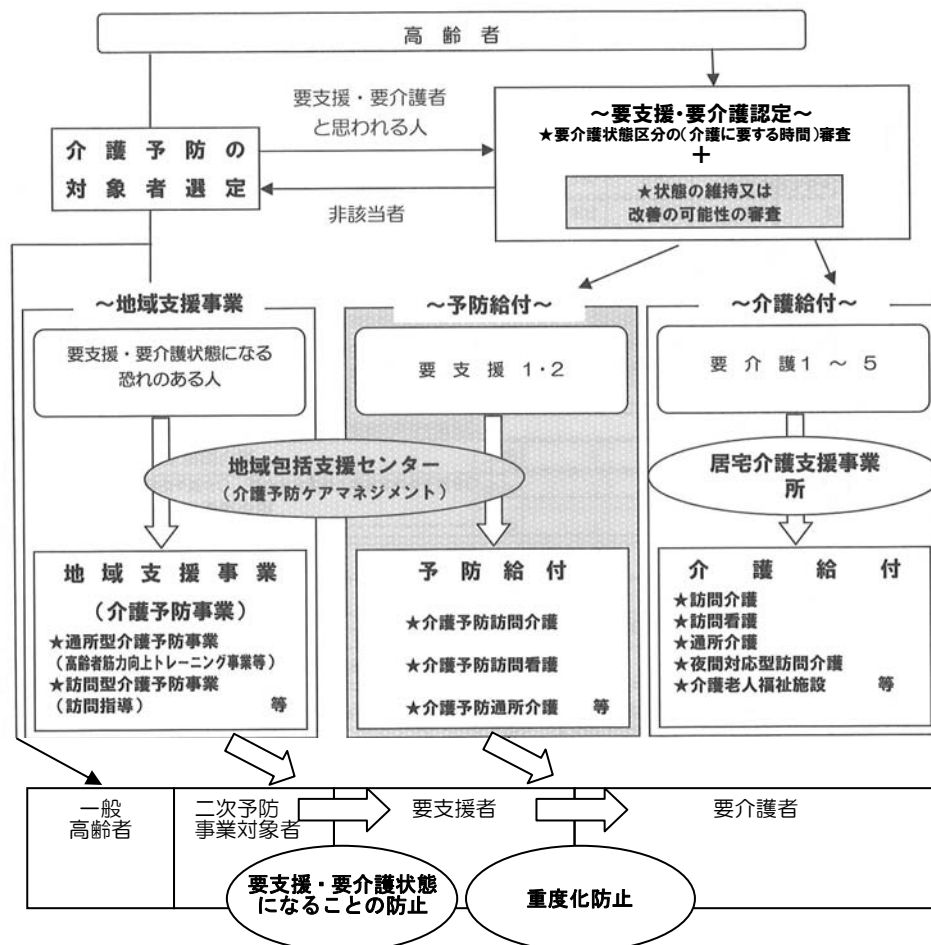
(1) 介護保険事業の概要

介護保険制度は、高齢者が安心して自立した生活を営むことができるよう、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして必要不可欠な制度になっています。

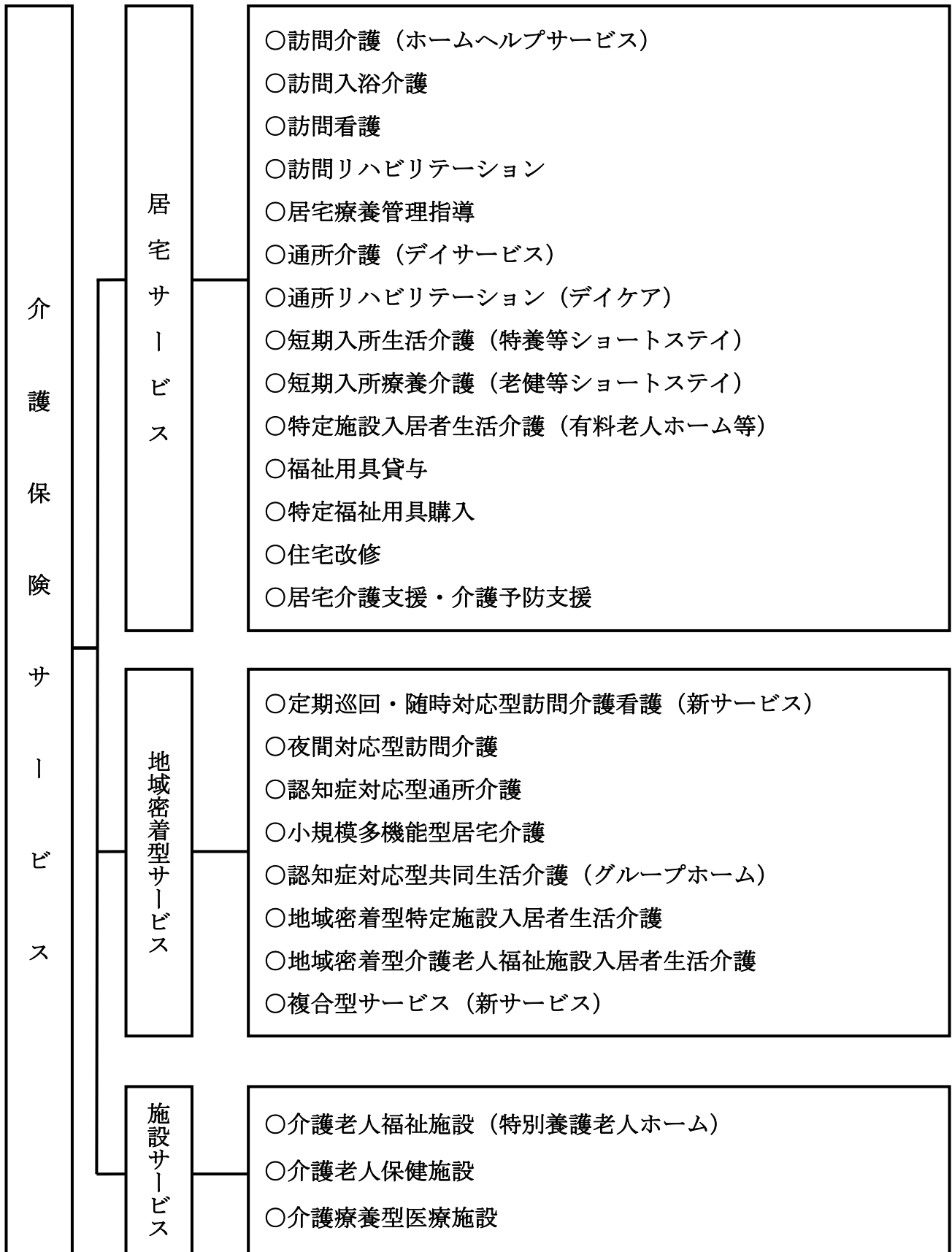
しかし、急速な高齢化とともにサービス需要が拡大し、介護保険制度の見直しが求められ、第3期計画より介護予防を中心とした「予防重視型システム」への転換が図られることになりました。

この「予防重視型システム」は、一般の高齢者が要支援・要介護状態になることを防止するために様々な地域支援事業を展開し、また、要支援者や要介護者の身体状況がより重度化することを防止するために、様々な予防給付サービス、介護給付サービスを展開することで、また、さらに身近な地域において多様なサービスが受けられる地域密着型サービスを展開することで、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、健やかに自立した生活ができることを目指したシステムです。

◆予防重視型システムの全体像



(2) サービスの体系



2. 介護保険サービスの現状

(1) 第1号被保険者の状況

第1号被保険者数は平成23年10月現在(月報10月分)で11,600人になっています。

平成23年の前期高齢者と後期高齢者の内訳を見ると、前期高齢者が5,038人、(構成比43.4%)、後期高齢者が6,562人(同56.6%)と、後期高齢者が50%以上を占める構成になっています。また近年、後期高齢者が増加の傾向を示しています。

◆第1号被保険者数の状況

区 分		単 位	平成21年	平成22年	平成23年
第1号被保険者数	実数	人	11,692	11,656	11,600
	構成比	%	100.0	100.0	100.0
前期高齢者	実数	人	5,252	5,142	5,038
	構成比	%	44.9	44.1	43.4
後期高齢者	実数	人	6,440	6,514	6,562
	構成比	%	55.1	55.9	56.6

資料:介護保険事業状況報告(各年10月分)

(2) 介護度別認定者の状況

認定者数は平成23年10月現在で1,739人になっています。介護度別に見ると、要支援1が43人(構成比2.5%)、要支援2が143人(同8.2%)、要介護1が297人(同17.1%)、要介護2が407人(同23.4%)、要介護3が322人(同18.5%)、要介護4が289人(同16.6%)、要介護5が238人(同13.7%)と、要介護2の方が最も多く、要介護3、要介護1と続いています。

平成21年と比較すると、認定者数は156人(2年間の増加率9.9%)増加しています。介護度別に見ると要介護5が最も多く、54人増加しており、要介護2の45人増、要介護1の36人増と続いています。

◆介護度別認定者数の状況

区 分		単 位	平成21年	平成22年	平成23年
要支援1	実数	人	50	46	43
	構成比	%	3.1	2.7	2.5
要支援2	実数	人	112	142	143
	構成比	%	7.1	8.5	8.2
要介護1	実数	人	261	271	297
	構成比	%	16.5	16.1	17.1
要介護2	実数	人	362	383	407
	構成比	%	22.9	22.8	23.4
要介護3	実数	人	312	313	322
	構成比	%	19.7	18.7	18.5
要介護4	実数	人	302	309	289
	構成比	%	19.1	18.4	16.6
要介護5	実数	人	184	214	238
	構成比	%	11.6	12.8	13.7
合 計	実数	人	1,583	1,678	1,739
	構成比	%	100.0	100.0	100.0

資料: 介護保険事業状況報告(各年10月分)

(3) 介護給付の状況

① 受給者数の状況

平成23年10月現在の介護保険サービスの受給者は1,538人で、認定者数に対する割合(受給率)は、88.4%になっています。平成21年と比較すると、受給率は1.0ポイント減少しています。

◆受給者数の状況

区 分	単 位	平成21年	平成22年	平成23年
認定者数	人	1,583	1,678	1,739
受給者数	人	1,383	1,444	1,538
受給率	%	87.4	86.1	88.4

資料: 介護保険事業状況報告(各年10月分)

② サービス別受給者数の状況

平成23年10月のサービス別受給者数は、居宅サービスが943人（構成比61.3%）、地域密着型サービスが73人（同4.8%）、施設サービスが522人（同33.9%）となっており、居宅サービス受給者が60%以上を占めています。平成21年と比較すると、全体で155人（2年間の増加率11.2%）増加しており、居宅サービスが97人（同11.5%）、地域密着型サービスが21人（同40.4%）、施設サービスが37人（同7.6%）と、それぞれ増加しており、地域密着型サービスが受給者数は少ないですが、高い増加率を示しています。

◆サービス別受給者数の状況

区 分		単 位	平成21年	平成22年	平成23年
居宅サービス	受給者数	人	846	879	943
	構成比	%	61.2	60.9	61.3
地域密着型サービス	受給者数	人	52	61	73
	構成比	%	3.7	4.2	4.8
施設サービス	受給者数	人	485	504	522
	構成比	%	35.1	34.9	33.9
合 計	受給者数	人	1,383	1,444	1,538
	構成比	%	100.0	100.0	100.0

資料：介護保険事業状況報告（各年10月分）

③ 各サービスの給付額の推移

平成23年度の介護保険サービス総給付額の見込みは2,869,348千円です。サービス別に見ると、介護サービスが2,799,728千円、介護予防サービスが69,620千円となっています。

各サービス別に見ると、介護サービスの居宅サービスでは通所介護の317,000千円が最も大きく、次いで、通所リハビリテーションの206,000千円、訪問介護の111,006千円が続きます。介護予防サービスも同様に、介護予防通所介護の26,564千円が最も大きく、次いで、介護予防通所リハビリテーションの18,753千円、介護予防訪問介護の10,473千円が続きます。また、施設サービスでは、介護老人保健施設の800,000千円が最も大きくなっています。

平成21年度と比較すると、総給付額は261,372千円（増加率10.0%）増加しており、介護サービスが249,652千円（同9.8%）、介護予防サービスが11,720千円（同20.2%）と、それぞれ増加しています。受給者数と同様、介護予防サービスは額では少ないですが、高い増加率を示しています。

◆給付費の状況

◇介護サービス

単位：千円

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	105,392	108,161	111,006
訪問入浴介護	25,591	24,970	25,000
訪問看護	23,192	26,699	30,154
訪問リハビリテーション	229	2,075	2,771
居宅療養管理指導	6,966	8,628	9,110
通所介護	303,721	310,630	317,000
通所リハビリテーション	156,829	181,500	206,000
短期入所生活介護	85,133	91,001	91,331
短期入所療養介護	30,452	33,580	33,980
特定施設入居者生活介護	19,818	18,597	21,648
福祉用具貸与	54,378	56,048	59,982
特定福祉用具購入	2,688	2,757	3,031
住宅改修	5,665	7,947	9,000
居宅介護支援	110,887	114,813	121,000
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	1,574	3,307	4,226
小規模多機能型居宅介護	0	0	4,500
認知症対応型共同生活介護	144,565	172,244	181,402
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
複合型サービス			
(3) 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	582,521	606,989	635,077
介護老人保健施設	747,491	781,858	800,000
介護療養型医療施設	142,984	131,334	133,510
療養病床からの転換分	0	0	0
合 計	2,550,076	2,683,138	2,799,728

◇介護予防サービス

単位:千円

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問介護	8,956	10,214	10,473
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	0	185	345
介護予防訪問リハビリテーション	253	84	30
介護予防居宅療養管理指導	321	480	500
介護予防通所介護	22,880	25,734	26,564
介護予防通所リハビリテーション	14,866	16,192	18,753
介護予防短期入所生活介護	765	749	809
介護予防短期入所療養介護	118	49	60
介護予防特定施設入居者生活介護	1,736	301	2,341
介護予防福祉用具貸与	827	772	780
介護予防特定福祉用具購入	271	248	270
住宅改修	872	1,225	1,495
介護予防支援	6,035	6,735	7,200
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
合 計	57,900	62,968	69,620
介護サービス、介護予防サービスの合計			
	2,607,976	2,746,106	2,869,348

資料: 介護保険事業状況報告(年報)、平成23年度は見込み値

3. 介護保険サービスの将来推計

(1) 要介護等認定者数の推計

平成21年度から23年度までの介護保険の要介護等認定者の推移を見ると、平成21年度の1,583人から平成23年度の1,739人へと156人増加しています。第1号被保険者（高齢者）の認定者について介護度別に見ると、要介護5と要介護2の増加が大きく、それぞれ49人、43人増加しています。また、第1号被保険者の認定率は、平成21年度の13.2%から、平成23年度は14.6%と、1.4ポイント上昇しています。

これまでの実績から平成26年度までの認定者数を推計すると、平成24年度は1,837人（うち第1号被保険者が1,784人）、平成25年度は1,932人（同 1,876人）、平成26年度は2,045人（同 1,983人）と推計されます。

また、第1号被保険者の認定率は、平成24年度が14.6%、平成25年度が15.2%、平成26年度が15.8%になると推計されます。

◆要介護等認定者数の将来推計

計画期間		単位	第4期			第5期		
年度			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者 認定者数	実数	人	1,542	1,634	1,690	1,784	1,876	1,983
	構成比	%	97.4	97.4	97.2	97.1	97.1	97.0
要支援1	実数	人	48	46	42	42	44	47
	構成比	%	3.0	2.8	2.4	2.3	2.3	2.3
要支援2	実数	人	110	139	139	135	140	149
	構成比	%	7.0	8.3	8.0	7.3	7.2	7.3
要介護1	実数	人	257	267	290	317	328	344
	構成比	%	16.2	15.9	16.7	17.2	17.0	16.8
要介護2	実数	人	350	371	393	413	435	456
	構成比	%	22.1	22.1	22.6	22.5	22.5	22.3
要介護3	実数	人	305	305	314	341	363	388
	構成比	%	19.3	18.2	18.0	18.6	18.8	19.0
要介護4	実数	人	292	299	283	303	321	341
	構成比	%	18.4	17.8	16.3	16.5	16.6	16.7
要介護5	実数	人	180	207	229	233	245	258
	構成比	%	11.4	12.3	13.2	12.7	12.7	12.6
第2号被保険者 認定者数	実数	人	41	44	49	53	56	62
	構成比	%	2.6	2.6	2.8	2.9	2.9	3.0
認定者合計	実数	人	1,583	1,678	1,739	1,837	1,932	2,045
	構成比	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1号被保険者数	実数	人	11,692	11,656	11,600	12,180	12,375	12,570
第1号被保険者認定率		%	13.2	14.0	14.6	14.6	15.2	15.8

注：平成21年度～23年度は介護保険事業状況報告(10月分)

平成24年度～26年度の認定者数はワークシート推計のデータ、第1号被保険者数は将来推計人口の高齢者人口

4. 居宅介護サービスの現状と見込み

① 訪問介護

【現状と課題】

ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護や調理・洗濯・掃除等の生活援助を行うものです。

第4期では、訪問介護・介護予防訪問介護とも、給付額、利用人数が増加しています。

今後もひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加が見込まれるので、質の高いサービスを確保する必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護				
給付額	千円	105,392	108,161	111,006
利用延べ人数	人	2,485	2,508	2,580
介護予防訪問介護				
給付額	千円	8,956	10,214	10,473
利用延べ人数	人	539	596	612

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

居宅サービスの中でも、在宅の高齢者を支える重要なサービスであり、今後もサービスの質と量の確保に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護				
給付額	千円	115,651	120,719	125,509
利用延べ人数	人	2,664	2,748	2,820
介護予防訪問介護				
給付額	千円	11,300	11,300	11,535
利用延べ人数	人	612	612	624

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

② 訪問入浴介護

【現状と課題】

介護が必要な方の家庭に訪問し、自宅に浴槽を運び入れて入浴の介助を行うサービスです。

第4期の利用実績は、訪問入浴介護の利用人数、給付額とも横ばい傾向にあります。また、介護予防訪問入浴介護においては、利用はありませんでした。

このサービスは重度の認定者が在宅で暮らすために必要不可欠なサービスであり、利用者の希望に沿えるサービス提供の体制を維持していく必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問入浴介護				
給付額	千円	25,591	24,970	25,000
利用延べ人数	人	592	571	576
介護予防訪問入浴介護				
給付額	千円	0	0	0
利用延べ人数	人	0	0	0

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

重度の認定者が今後も在宅で生活できるよう利用者の動向を見ながら、サービス量の確保に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴介護				
給付額	千円	25,219	25,219	25,219
利用延べ人数	人	576	576	576
介護予防訪問入浴介護				
給付額	千円	0	0	0
利用延べ人数	人	0	0	0

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

③ 訪問看護

【現状と課題】

医師の指示にもとづいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

第4期の利用実績は、訪問看護・介護予防訪問看護ともに、給付額・利用人数が増加しています。

医療的なケアを必要とする利用者が増加しており、これに伴うサービス量を確保する必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問看護				
給付額	千円	23,192	26,699	30,154
利用延べ人数	人	669	705	744
介護予防訪問看護				
給付額	千円	0	185	345
利用延べ人数	人	0	10	24

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

医療との連携は重要であり、今後も利用者の増加に伴ったサービス量の確保に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問看護				
給付額	千円	30,999	32,728	34,296
利用延べ人数	人	792	828	864
介護予防訪問看護				
給付額	千円	351	527	702
利用延べ人数	人	24	36	48

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

④ 訪問リハビリテーション

【現状と課題】

理学療法士あるいは作業療法士が家庭に訪問し、日常生活の自立のためのリハビリテーションを行うサービスです。

第4期の利用実績は、訪問リハビリテーションにおいては給付額、利用人数ともに急激に増加しています。一方、介護予防訪問リハビリテーションにおいては利用人数に対し給付額は減少しております。

身体機能の維持向上を求める利用者が増えており、サービス量も増加すると思われまます。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問リハビリテーション				
給付額	千円	229	2,075	2,771
利用延べ人数	人	8	57	84
介護予防訪問リハビリテーション				
給付額	千円	253	84	30
利用延べ人数	人	13	4	12

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

日常生活の自立に必要なサービスであり、今後も利用者数の増加が見込まれるので、サービス量の確保に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問リハビリテーション				
給付額	千円	2,967	3,280	3,672
利用延べ人数	人	96	108	120
介護予防訪問リハビリテーション				
給付額	千円	34	34	34
利用延べ人数	人	12	12	12

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

⑤ 居宅療養管理指導

【現状と課題】

病院、診療所、薬局等の医師・歯科医師・薬剤師・栄養士などが定期的に家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービスです。

第4期の利用実績は、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導ともに、利用人数が大きく増加しています。

今後も利用者の健康管理維持のためにも、口腔機能や栄養指導のサービスの確保が求められています。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅療養管理指導				
給付額	千円	6,966	8,628	9,110
利用延べ人数	人	1,004	1,227	1,452
介護予防居宅療養管理指導				
給付額	千円	321	480	500
利用延べ人数	人	50	73	84

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

今後は高齢者の健康管理を医療の面からサポートできるように、利用者の増加に伴ったサービスの確保に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅療養管理指導				
給付額	千円	9,292	10,856	12,436
利用延べ人数	人	1,692	1,932	2,160
介護予防居宅療養管理指導				
給付額	千円	500	500	500
利用延べ人数	人	84	84	84

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

⑥ 通所介護

【現状と課題】

介護の必要な方が通所介護事業所へ通い、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を受けるサービスです。

第4期の利用実績は、通所介護・介護予防通所介護とも、着実に利用人数が増加しています。

このサービスは在宅介護の要となる重要なサービスであるため、今後もサービス量の確保とあわせ質の高いサービスを確保する必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所介護				
給付額	千円	303,721	310,630	317,000
利用延べ人数	人	4,620	4,574	4,848
介護予防通所介護				
給付額	千円	22,880	25,734	26,564
利用延べ人数	人	633	692	732

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

居宅サービスの中でも、在宅生活と介護者の支援として重要なサービスであり、また、利用者数の増加も見込まれるので今後もサービス量の確保と質の高いサービスの確保に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所介護				
給付額	千円	323,620	335,318	348,201
利用延べ人数	人	4,932	5,076	5,232
介護予防通所介護				
給付額	千円	28,259	29,652	31,045
利用延べ人数	人	768	804	840

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

⑦ 通所リハビリテーション

【現状と課題】

医療機関や介護老人保健施設において心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

第4期の利用実績は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションとも、利用人数が大きく増加しています。

毎年、利用が伸びており利用度が高く、重要なサービスであるためサービス量の確保とあわせ、質の高いサービスを確保する必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所リハビリテーション				
給付額	千円	156,829	181,500	206,000
利用延べ人数	人	2,445	2,702	2,952
介護予防通所リハビリテーション				
給付額	千円	14,866	16,192	18,753
利用延べ人数	人	361	397	432

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

通所介護と同様に在宅生活を支える重要なサービスであり、利用度も高いため、今後もサービス量の確保と質の高いサービスの確保に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所リハビリテーション				
給付額	千円	234,889	254,190	269,320
利用延べ人数	人	3,159	3,420	3,636
介護予防通所リハビリテーション				
給付額	千円	22,421	24,088	27,719
利用延べ人数	人	516	540	612

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

⑧ 短期入所生活介護

【現状と課題】

介護者が一定期間、家を離れるために介護ができなくなった場合に、特別養護老人ホーム等に短期入所できるサービスです。

第4期の利用実績は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護とも利用人数が増加しています。

介護者への負担軽減を図り、在宅介護を支援する観点から、今後もサービス量を確保する必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所生活介護				
給付額	千円	85,133	91,001	91,331
利用延べ人数	人	982	1,044	1,116
介護予防短期入所生活介護				
給付額	千円	765	749	809
利用延べ人数	人	18	20	24

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

在宅介護を支援するために、利用者の増加に伴ったサービス量を確保し、またケアマネージャーとの連携により適切なサービス利用を進めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所生活介護				
給付額	千円	101,792	108,247	112,210
利用延べ人数	人	1,188	1,260	1,332
介護予防短期入所生活介護				
給付額	千円	899	899	899
利用延べ人数	人	24	24	24

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

⑨ 短期入所療養介護

【現状と課題】

医療機関や介護老人保健施設などで実施する短期入所（ショートステイ）で、医療上のケアを含む介護や機能訓練等を行うサービスです。

第4期の利用実績は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護ともに利用人数が増加しています。

短期入所生活介護と同様に介護者の負担軽減を図り、在宅介護を支援する観点から、今後もサービス量を確保する必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所療養介護				
給付額	千円	30,452	33,580	33,980
利用延べ人数	人	428	454	468
介護予防短期入所療養介護				
給付額	千円	118	49	60
利用延べ人数	人	5	3	12

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

短期入所生活介護と同様に、在宅介護を継続的に支える上で医療とも連携した重要なサービスであるため、今後もサービス量の確保に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所療養介護				
給付額	千円	36,823	37,668	39,599
利用延べ人数	人	504	516	540
介護予防短期入所療養介護				
給付額	千円	80	80	80
利用延べ人数	人	12	12	12

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

⑩ 特定施設入居者生活介護

【現状と課題】

介護付き高齢者住宅に入居している方へ、食事や入浴、排せつなどの日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスです。

第4期の利用実績については、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護ともに、利用人数が増加しています。

市内に特定施設入居者生活介護事業所はありませんが、今後も利用者の動向を見守る必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定施設入居者生活介護				
給付額	千円	19,818	18,597	21,648
利用延べ人数	人	108	109	156
介護予防特定施設入居者生活介護				
給付額	千円	1,736	301	2,341
利用延べ人数	人	15	3	24

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

これまでの実績を踏まえ、利用者の動向を見守りながらサービス量を確保していきます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定施設入居者生活介護				
給付額	千円	24,197	25,929	27,661
利用延べ人数	人	156	168	180
介護予防特定施設入居者生活介護				
給付額	千円	2,400	2,400	2,400
利用延べ人数	人	24	24	24

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

⑪ 福祉用具貸与

【現状と課題】

車いすや特殊寝台などの福祉用具の貸し出しをするサービスです。

第4期の利用実績については、在宅介護の増加に伴い福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与ともに、利用人数が増加しています。

毎年利用者が増えている中で、用具使用中の事故防止などの安全確保を図る必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福祉用具貸与				
給付額	千円	54,378	56,048	59,982
利用延べ人数	人	3,879	4,069	4,296
介護予防福祉用具貸与				
給付額	千円	827	772	780
利用延べ人数	人	259	293	300

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

実績を踏まえて、利用者のニーズを把握するとともに、用具使用中の事故防止など安全対策の周知を図ります。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉用具貸与				
給付額	千円	62,476	65,846	69,076
利用延べ人数	人	4,524	4,716	4,896
介護予防福祉用具貸与				
給付額	千円	881	964	1,109
利用延べ人数	人	300	336	384

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

⑫ 特定福祉用具購入

【現状と課題】

入浴や排せつなどに用いる特定福祉用具の購入費を支給するサービスです。

第4期の利用実績については、在宅介護の増加に伴い自宅で安心して過ごすために必要な用具を購入するため、利用実績が伸びています。

今後も可能な限り自宅で安心して生活が送れるよう、制度の周知を図る必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定福祉用具購入				
給付額	千円	2,688	2,757	3,031
利用延べ人数	人	96	101	108
介護予防特定施設用具購入				
給付額	千円	271	248	270
利用延べ人数	人	16	12	12

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

福祉用具の購入により利用者が安心して生活が送れるよう、普及啓発に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定福祉用具購入				
給付額	千円	3,500	3,500	3,500
利用延べ人数	人	108	108	108
介護予防特定施設用具購入				
給付額	千円	381	381	381
利用延べ人数	人	24	24	24

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

⑬ 住宅改修

【現状と課題】

手すりの取り付け、段差解消など、軽微な住宅改修に要した費用を支給するサービスです。

第4期の利用実績については、在宅生活を継続するため、介護給付・予防給付ともに利用人数は増加しています。

利用者の状態と施工内容を事前に把握し適切な利用を図る必要があります。

◆実 績

項 目	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
住宅改修(介護給付)				
給付額	千円	5,665	7,947	9,000
利用延べ人数	人	61	67	68
住宅改修(予防給付)				
給付額	千円	872	1,225	1,495
利用延べ人数	人	9	12	12

注:平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

事前申請に基づいた調査を実施し、利用者にとって適切な改修となるように努めます。

◆目標・見込み

項 目	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
住宅改修(介護給付)				
給付額	千円	10,000	11,667	13,333
利用延べ人数	人	72	84	96
住宅改修(予防給付)				
給付額	千円	2,300	2,300	2,300
利用延べ人数	人	24	24	24

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

【現状と課題】

ケアマネジャーが在宅の要介護、要支援となった人の心身の状況や、環境、本人や家族の希望等を踏まえてケアプランを作成し、サービス事業者との連絡・調整等を行います。なお、要支援については地域包括支援センターが行います。

第4期の利用実績については、認定者の増加とともに居宅介護支援・介護予防支援ともに利用人数が増加しています。

認定者数の増加に伴いケアプラン作成件数も増加が見込まれます。また、ケアマネジャーはサービス利用にあたって重要な役割を担っており、今後も資質が向上するよう支援する必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護支援				
給付額	千円	110,887	114,813	121,000
利用延べ人数	人	8,731	8,882	9,181
介護予防支援				
給付額	千円	6,035	6,735	7,200
利用延べ人数	人	1,407	1,567	1,620

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

利用者に適切なサービスが提供できるよう、ケアプラン点検等でケアマネジャーの質の向上に努めます。また、包括支援センターにおいては自立支援のために効果的なサービス計画となるように努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護支援				
給付額	千円	128,982	133,480	138,032
利用延べ人数	人	9,396	9,648	9,900
介護予防支援				
給付額	千円	7,777	7,998	8,277
利用延べ人数	人	1,680	1,728	1,788

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

5. 地域密着型サービスの現状と見込み

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【現状と課題】

訪問介護事業所と訪問看護事業所が連携し、日中、夜間を通じた短時間の定期巡回による訪問サービスおよび、利用者からの通報により随時訪問し、訪問介護や訪問看護のサービスを行います。

第5期から始まるサービスであり、今後の体制の整備が期待されます。

【今後の取り組み】

医療との連携により、在宅で重度者を支える重要なサービスであり、訪問介護事業所と訪問看護事業所に呼びかけ、サービスを開始できるように努めます。

◆目標・見込み

項 目	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給付額	千円	0	3,979	7,957
利用延べ人数	人	0	120	240

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

② 夜間対応型訪問介護

【現状と課題】

夜間の定期的な巡回訪問により、また通報を受けて訪問介護員（ホームヘルパー）等が家庭で必要な生活援助を行うサービスです。

現在、市内には夜間対応型訪問介護事業所はなく実績もありません。今後も利用者の動向を見守っていく必要があります。

【今後の取り組み】

今後も利用者の動向を注視していきます。

③ 認知症対応型通所介護

【現状と課題】

認知症のある方に対し、デイサービスセンター等において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を行うサービスです。

第4期の利用実績については、認知症対応型通所介護においては利用人数が増加しています。また、介護予防認知症対応型通所介護においては、まだ利用はありませんでした。

市内に認知症対応型通所介護事業所がなく、現在の利用者は他市の事業所を利用しており、市内に事業所を確保する必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型通所介護				
給付額	千円	1,574	3,307	4,226
利用延べ人数	人	14	34	48
介護予防認知症対応型通所介護				
給付額	千円	0	0	0
利用延べ人数	人	0	0	0

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

市内に認知症対応型通所介護事業所が無いことから、市内の地域密着型サービス事業所に呼びかけて、第5期において事業所を確保できるよう努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型通所介護				
給付額	千円	4,954	6,311	9,907
利用延べ人数	人	60	72	120
介護予防認知症対応型通所介護				
給付額	千円	0	0	271
利用延べ人数	人	0	0	12

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

④ 小規模多機能型居宅介護

【現状と課題】

利用者の容体や希望に応じて、随時、訪問・通所・泊まりを組み合わせ、日常生活の介護、機能訓練を提供するサービスで、中度・重度になっても在宅での生活が継続できるよう支援するサービスです。

第4期に事業所を整備し、平成23年度からサービスを開始しました。

サービスを開始して間もないので、今後サービスの周知に努める必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小規模多機能型居宅介護				
給付額	千円	0	0	4,500
利用延べ人数	人	0	0	24
介護予防小規模多機能型居宅介護				
給付額	千円	0	0	0
利用延べ人数	人	0	0	0

注:平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

サービスを開始して間もないため、利用者への周知を図るとともにサービスの質の向上に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小規模多機能型居宅介護				
給付額	千円	11,124	17,280	27,216
利用延べ人数	人	60	96	144
介護予防小規模多機能型居宅介護				
給付額	千円	0	863	863
利用延べ人数	人	0	12	12

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

⑤ 認知症対応型共同生活介護

【現状と課題】

認知症高齢者が小人数で共同生活を営みながら、食事・入浴などの介助や機能回復訓練を受けられるサービスです。

第4期に1ユニットの整備をしましたので、認知症対応型共同生活介護の利用人数が大きく増加しています。また、介護予防認知症対応型共同生活介護においては利用者がありませんでした。

認知症高齢者の増加にともない、今後も利用が増えると予想されるので、事業所の整備を含めたサービス量の確保が必要になります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型共同生活介護				
給付額	千円	144,565	172,244	181,402
利用延べ人数	人	640	753	816
介護予防認知症対応型共同生活介護				
給付額	千円	0	0	0
利用延べ人数	人	0	0	0

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

地域密着型サービスの中でも認知症高齢者へのサービスとして重要な役割を担っており、今後も認知症高齢者が増えると見込まれるので、サービス量の確保にむけて施設の整備を進めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型共同生活介護				
給付額	千円	186,125	186,125	235,742
利用延べ人数	人	816	816	1,032
介護予防認知症対応型共同生活介護				
給付額	千円	0	0	0
利用延べ人数	人	0	0	0

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

【現状と課題】

定員29人以下で入居者が要介護者、その配偶者等に限定されている介護付き高齢者住宅に入居している要介護者に対する食事や入浴・排せつなどの、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスです。

現在、市内に事業所はなく今後も利用者の動向を見守って行く必要があります。

【今後の取り組み】

今後も利用者の動向を注視していきます。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

【現状と課題】

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対する、日常生活上の世話や機能訓練等のサービスです。

現在、市内に事業所はなく実績はありません。今後の利用者の動向を見守って行く必要があります。

【今後の取り組み】

今後も利用者の動向を注視していきます。

⑧ 複合型サービス

【現状と課題】

居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスで、小規模多機能居宅介護事業所と訪問看護などを組み合わせ、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどを、利用者に対し柔軟に提供するサービスです。

第5期から始まるサービスであり体制の整備が期待されます。

【今後の取り組み】

医療ニーズに対応した小規模多機能型居宅介護として質の高いサービスが提供できるようになるので、小規模多機能型居宅介護事業所に呼びかけサービスを開始できるように努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給付額	千円	0	21,600	44,496
利用延べ人数	人	0	36	60

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

6. 施設サービスの現状と見込み

① 介護老人福祉施設

【現状と課題】

特別養護老人ホームで、居宅では適切な介護を受けられない方を対象に、入浴・排せつ・食事・その他日常生活上の介護を受ける施設サービスです。

第4期の利用実績については、毎年入所者数が増加しています。

第5期においては施設の利用人数が毎年増えていることをふまえ、計画的に整備を進める必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付額	千円	582,521	606,989	635,077
利用延べ人数	人	2,546	2,596	2,760

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

介護保険施設の中では入所待機者が多い施設であり、利用人数も毎年増えているので、待機者の緩和のために計画的に施設の整備を進めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給付額	千円	679,212	685,260	690,444
利用延べ人数	人	2,892	2,916	2,940

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

② 介護老人保健施設

【現状と課題】

常時介護が必要な要介護者で、看護・医学的な管理のもと、介護および機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行う施設サービスです。

第4期の利用実績については介護老人福祉施設と同様、入所者数が増加しています。

介護療養型医療施設の転換期限が6年延長されたことに伴い、第5期内に介護老人保健施設への転換は無いと見込まれるため、今後も安定的なサービス量を確保する必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付額	千円	747,491	781,858	800,000
利用延べ人数	人	2,938	3,095	3,168

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

今後とも安定的なサービスが供給できるよう、利用者の動向を注視して適切に対応していきます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給付額	千円	821,270	827,318	833,852
利用延べ人数	人	3,192	3,216	3,240

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

③ 介護療養型医療施設

【現状と課題】

療養病床を有する病院・診療所に入院している要介護者に対し、療養上の管理・看護、および医学的管理のもと介護等の世話・機能訓練・その他必要な医療を行う入院施設でのサービスです。

第4期の利用実績については入所者数は横ばい状況にあります。

平成24年3月末日までに、介護老人保健施設等へ転換する予定でしたが、進まないことから転換の期限が6年間延長されていますので、今後の動向を注視していく必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付額	千円	142,984	131,334	133,510
利用延べ人数	人	407	372	396

注：平成23年度は見込み値

【今後の取り組み】

事業所の動向を見守りながら適切な対応をしていきます。なお、介護老人保健施設等へ転換するにあたっては利用者が切れ目ないサービスが続けられるよう、事業者と連携し適切な対応に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給付額	千円	133,623	133,623	133,623
利用延べ人数	人	396	396	396

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

7. 第5期における介護サービス事業所の整備計画

サービス名	整備計画数	備考
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	
認知症対応型通所介護	1事業所	
認知症対応型共同生活介護	1事業所	2ユニット (18床)
複合型サービス	1事業所	
介護老人福祉施設	1事業所	増床 (20床)



第2章 地域支援事業の充実

1. 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターとは、平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、解決に向けた取り組みを実践していくことを主な業務としています。

本市では、平成20年3月に地域包括支援センターを設置し、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士の3職種の職員が専門性を生かして、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援しています。

【地域包括支援センターが行う主な業務】

1. 介護予防ケアマネジメント

- 訪問、心身・生活状況等聞き取り
- 介護予防ケアプランの作成
- 経過支援、評価

2. 総合相談

- 総合的な相談対応
- 実態把握
- 地域におけるネットワーク構築

3. 権利擁護

- 高齢者虐待の防止、虐待の対応
- 成年後見制度の活用促進
- 消費者被害の防止

4. 包括的・継続的ケアマネジメント

- 困難事例を抱える介護支援専門員への対応
- 介護支援専門員への指導・助言
- 関係機関との連絡体制づくり

2. 地域支援事業の推進

介護予防を目的に、第3期計画において地域支援事業が創設されました。高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、要介護状態になった場合も住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活が送れるように支援する事業です。市では第5期において基本目標の1つである「地域支援事業の充実」の実現にむけて次の5つの施策を展開していきます。

- ① 介護予防の推進
- ② 家族介護への支援
- ③ 相談・情報提供の充実
- ④ 虐待防止と権利擁護の推進
- ⑤ 認知症高齢者への支援

これらの施策を実施するにあたっては介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3種類に分け次のような事業を実施しています。

(1) 介護予防事業	1) 一次予防事業	①介護予防普及啓発事業
	2) 二次予防事業	①二次予防事業対象者把握事業
		②通所型介護予防事業
		③訪問型介護予防事業
(2) 包括的支援事業	①介護予防ケアマネジメント事業	
	②総合相談支援事業	
	③権利擁護事業	
	④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	
(3) 任意事業	①家族介護者交流事業	
	②家族介護慰労金支給事業	
	③紙おむつ等購入費助成事業	
	④高齢者生きがいと健康づくり推進事業	

(1) 介護予防事業

1) 一次予防事業

① 介護予防普及啓発

【現状と課題】

市の開催する研修会やイベントでの啓発、認知症サポーター養成講座の開催、地域の支援等により、介護予防に関する知識の普及や情報提供を行う事業です。

高齢者を介護する世代や高齢者関係の団体を中心に啓発活動を行ってきましたが、今後は、より幅広い世代を対象に実施する必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症サポーター養成講習会の開催回数	回	6	5	10

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

引き続き啓発活動を行い、より多くの方々に介護予防の重要性を理解してもらえるよう取り組んでいきます。また、地域の支援を得ながら介護予防の普及、啓発を実施します。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症サポーター養成講習会の開催回数	回	12	12	12

② ふれあい生きいきサロン

【現状と課題】

地域の公民館や集会場を利用し、ボランティア等の協力を得ながら、健康体操や健康相談、口腔ケア教室等を実施して、高齢者の閉じこもり防止や介護予防に努めており、高齢者が地域社会で自立した生活を送ることを目的とした事業です。

この事業は、開催箇所の新規開設にも努めていますが、開催場所によっては参加者が減少傾向にあり、さらなる参加者の募集に努める必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
登録者数	人	441	459	475
実施地区	所	19	19	20

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

この事業は、高齢者の閉じこもり防止や介護予防の重要な事業であるため、今後も引き続き実施します。

参加者が減少傾向にあるために、事業内容の充実を図るとともに、新規参加者の確保に向けて事業の周知に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数	人	490	505	520
実施地区	所	20	21	21

2) 二次予防事業

① 二次予防事業対象者把握

【現状と課題】

介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象にし、基本チェックリストを実施して二次予防事業の対象者（近い将来、介護が必要になる恐れがある方）を把握・選定する事業です。

平成23年度から基本チェックリストの郵送による対象者把握を実施しており、これまでに比べ多くの対象者を選定することが出来るようになりましたが、さらに多くの回収と正確な回答が得られるように改善を図る必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調査対象者数	人	3,133	2,867	9,133
二次予防事業対象決定者数	人	264	246	923

注：H.23年度は見込み値(平成23年度より把握方法を変更)

【今後の取り組み】

回収率の向上と正確な回答が得られるように努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
調査対象者数	人	9,400	9,600	9,800
二次予防事業対象決定者数	人	940	960	980

② 通所型介護予防

【現状と課題】

運動機能、口腔機能等に心配がある二次予防事業対象者が、要介護状態にならないように通所型の介護予防教室を開催し、機能改善を図る事業です。

運動機能の向上を目的とした元気あっぷ教室や口腔機能向上を目的とした口腔ケア教室を開催していますが、身近に会場がなく参加出来ない方がいますので、より多くの対象者が参加できる体制を整備する必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
教室開催数	回	26	28	30
教室参加者実数	人	59	57	125

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

介護予防についての普及啓発を推進し、多くの対象者が参加できるよう体制の整備に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
教室開催数	回	60	60	60
教室参加者実数	人	150	150	150

③ 訪問型介護予防

【現状と課題】

低栄養、閉じこもり、認知症、うつ等の心配がある二次予防事業対象者が、要介護状態にならないように専門職が自宅を訪問して、生活機能に関する問題等を把握し、必要な相談・指導等を実施する事業です。

対象者の適切な把握と、より効果的な相談・指導をする必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問人数	人	39	41	50
訪問延件数	件	41	59	60

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

低栄養、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれがある方の適切な把握に努め、相談・指導に取り組んでいきます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問人数	人	60	65	70
訪問延件数	件	70	75	80

(2) 包括的支援事業

① 介護予防ケアマネジメント

【現状と課題】

要介護状態になる可能性が高い65歳以上の方を対象に、生活機能の低下を防ぎ、要介護状態になることを予防することを通じて、生きがいのある生活を送れるように支援する事業です。

元気あっぷ教室に参加希望した方を保健師が訪問し、聞き取りを行い必要な方にはケアプランを作成していますが、聞き取り項目が多いため教室参加を拒否される方がおり、改善が必要と思われまます。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問件数	件	115	83	140
ケアプラン件数	件	46	33	5

注：H.23年度は見込み値

：H23年度よりケアプラン対象者抽出方法を変更

【今後の取り組み】

対象者に介護予防の重要性を理解していただき、また、聞き取り方法の改善を図ることにより参加者の増加に努め、介護予防教室が効果的に実施されるよう支援していきます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問件数	件	220	225	230
ケアプラン件数	件	6	7	8

② 総合相談支援

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、どのような支援が必要か把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関等との連携を図りながら相談支援を行う事業です。

高齢化の急速な進展により、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加し、これに伴って、相談内容が多様化、複雑化しています。今後、地域包括支援センターの相談支援体制を強化するとともに、地域住民への周知を一層図っていく必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談人数	人	159	336	350
相談延件数	件	221	466	500

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

保健・医療・福祉に関するあらゆる相談やニーズに総合的に対応できるように相談支援体制を強化するとともに、関係機関との連携を図ります。また、地域住民への相談窓口の周知にも努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談人数	人	360	370	380
相談延件数	件	510	520	530

③ 権利擁護

【現状と課題】

高齢者の虐待や消費者被害をはじめとした権利侵害を被る状況にある高齢者を早期発見し、専門的・継続的な視点から必要な支援を行う事業です。

高齢者の虐待を発見した市民や事業者が速やかに通報、相談できるよう、関係機関との連携体制を整備しています。さらに、啓発活動を通じて高齢者虐待防止を広く市民に呼びかけています。しかし、相談窓口の認知度が充分ではないため、引き続き相談窓口の周知徹底を図っていく必要があります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談件数	件	9	14	18
研修会開催回数	回	0	27	10

注：H.23年度は見込み値

相談件数は、高齢者虐待、成年後見制度、日常生活自立支援事業、老人福祉施設等への措置に関する相談の合計

研修会開催回数は、高齢者虐待防止、成年後見制度に関する啓発活動・研修会開催回数

【今後の取り組み】

相談窓口の周知を図り、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、支援体制の構築に努めます。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の啓発及び市民後見人の育成に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談件数	件	22	26	30
研修会開催回数	回	11	12	13

注：相談件数は、高齢者虐待、成年後見制度、日常生活自立支援事業、老人福祉施設等への措置に関する相談の合計

研修会開催回数は、高齢者虐待防止、成年後見制度に関する啓発活動・研修会開催回数

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

【現状と課題】

主任介護支援専門員（主任ケアマネージャー）が高齢者の関連機関との連絡体制を図りながら、介護支援専門員（ケアマネージャー）の相談を受け、助言・指導を行う事業です。

主任介護支援専門員が介護支援専門員に対し、必要な研修会を開催したり支援困難な事例を抱える介護支援専門員への個別相談支援を行っています。しかし、一部の介護支援専門員には経験不足から不安を抱える者もいるため、適切な助言指導等の支援が必要と思われます。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ケアマネジメントに関する相談件数	件	74	151	160
ケアプラン研修会開催数	回	2	2	2

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

研修や様々な情報提供を行い、介護支援専門員（ケアマネージャー）の相談・助言・指導を行っていきます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ケアマネジメントに関する相談件数	件	170	180	190
ケアプラン研修会開催数	回	3	3	3

(3) 任意事業

① 家族介護者交流

【現状と課題】

在宅で高齢者を介護している家族に対し、一時的に日常の介護から解放することにより、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減および孤立感の解消を図るため、日帰り旅行、介護者相互の交流・情報交換の場の提供、介護に関する説明会を行っています。

この事業の実施にあたっては、要介護認定者の受入れ先との調整が課題であり、介護をしている者の事業への参加が少ない状況にあります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
交流会開催数	回	2	2	2
参加者数	人	32	27	45

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

多くの介護者が参加できるよう、広報紙や市内の介護保険事業所等を活用して事業の情報を提供していきます。また、介護者の心身のリフレッシュや介護者同士の交流を深めるため、多くの介護者が事業に参加できるよう各事業者との協力を図りながら事業の充実に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
交流会開催数	回	2	2	2
参加者数	人	50	50	50

② 家族介護慰労金支給

【現状と課題】

在宅の介護認定3以上の要介護者を介護する家族の方に、介護慰労金を支給することにより、介護者の身体的、精神的な苦労を報い、要介護者の在宅生活の継続および向上を目的とした事業です。

この事業は平成22年度より制度を改正し始まった事業です。今後は要介護3以上の要介護認定者の増加に伴い対象者の増加が見込まれます。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
助成件数	人		128	140

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

在宅介護が継続できるよう、介護者の身体的・精神的な支援を図るため、今後も継続して事業を実施します。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
助成件数	人	150	160	170

③ 紙おむつ等購入費助成

【現状と課題】

在宅の65歳以上の高齢者で介護認定3以上および同等程度の高齢者のうち、紙おむつを使用している方を対象に、紙おむつ等の購入費用の一部助成を行います。

要介護高齢者および介護にあたる家族の経済的負担を軽減することを目的としています。利用者は一時減少したが、要介護3以上の要介護認定者の増加により、今後は年々利用者の増加が見込まれます。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
助成件数	件	533	525	530

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

要介護者が在宅で介護を受けられるよう、介護者家族の経済的負担の軽減を図るために、今後も継続して事業を実施します。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
助成件数	件	540	550	560

④ 高齢者生きがいと健康づくり推進

【現状と課題】

おおむね65歳以上の高齢者が豊かな経験・知識・技能を生かし、生きがいを促進し、孤立感を解消するために趣味講座（陶芸教室・竹細工教室等）、教養講座（パソコン教室・しあわせ学級）、交流会（文化祭・芸能発表会）等を実施している事業です。

この事業は高齢者の閉じこもりの防止や介護予防、生きがいづくりを目的としたものです。希望の講座に参加できるため、利用者は年々増加傾向にあります。

◆実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
講座数	講座	23	25	24
受講者数	人	330	396	400

注：H.23年度は見込み値

【今後の取り組み】

高齢者の生きがいづくりや仲間づくりのため、趣味講座の内容の充実を図るとともに、事業の周知を図り新規参加者の募集に努めます。

◆目標・見込み

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
講座数	講座	24	24	24
受講者数	人	410	420	430

3. 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供するために、「地域包括ケアシステム」の実現を推進します。そのために次の5つの取り組みを推進します。

① 医療との連携

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化

② 介護サービスの充実強化

- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスなどの在宅サービスの強化

③ 予防の推進

- ・できる限り要介護状態にならないための予防の取り組みや自立支援型の介護の推進

④ 見守り、配食、買物などの、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・一人暮らし、高齢者のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービスなど）サービスの推進

⑤ 高齢期になっても住み続けることとのできる高齢者住まいの整備

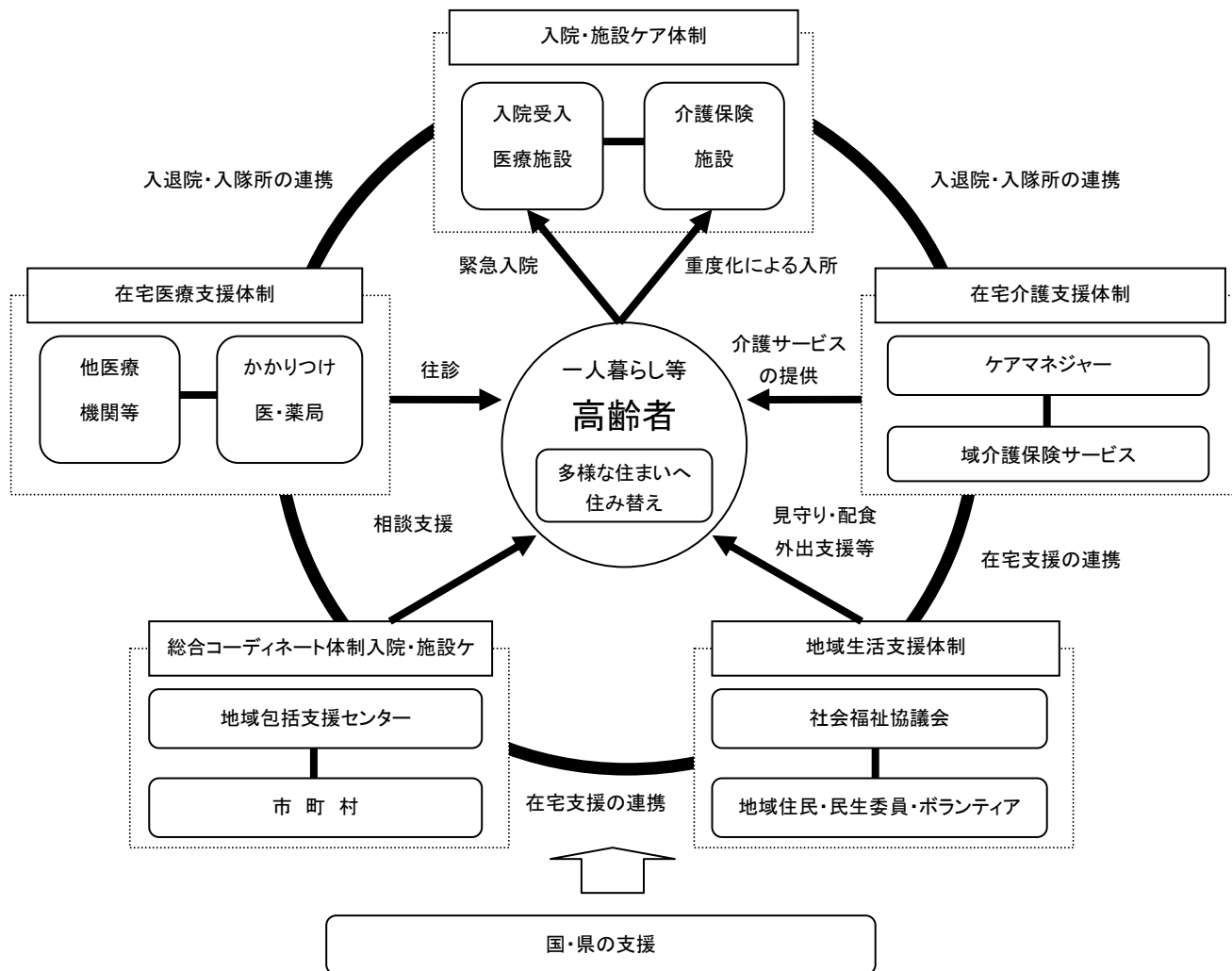
- ・新たに創設される「サービス付き高齢者住宅」に24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」などの介護サービスを組み合わせた仕組みの普及

4. 介護予防・日常生活支援総合事業

平成24年度（第5期）から創設される、介護予防・生活支援総合事業は要支援者及び二次予防事業対象者を対象とした、介護予防サービス事業や日常生活支援サービス事業を総合的に保険者の判断により実施できる制度です。

この事業の実施にあたっては、対象者の推移やニーズ等の実情を把握・分析を行いながら対応を検討します。

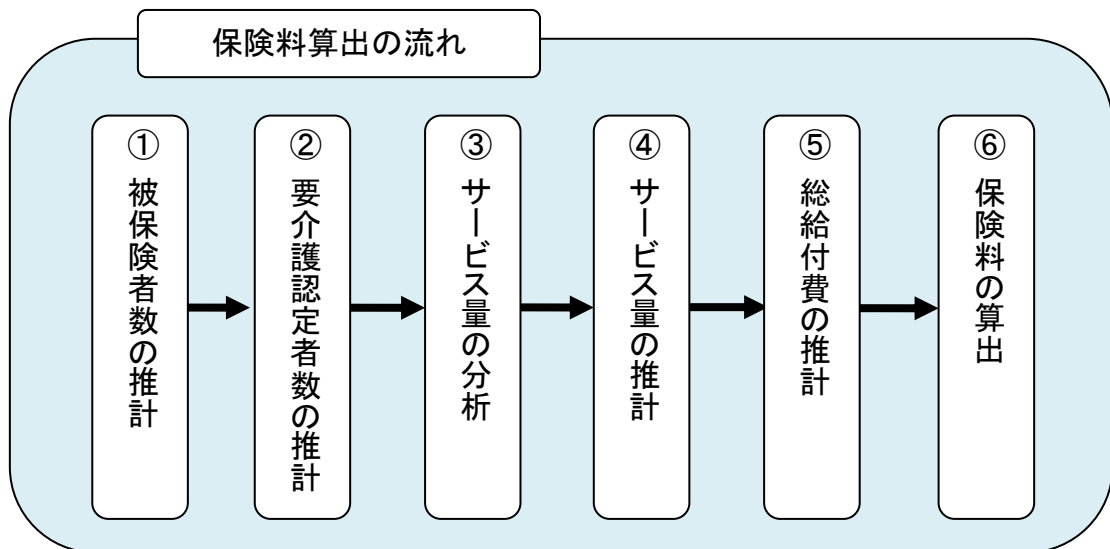
◆地域包括ケアシステムの全体像のイメージ



第3章 介護保険料の設定

1. 介護保険料算出の流れ

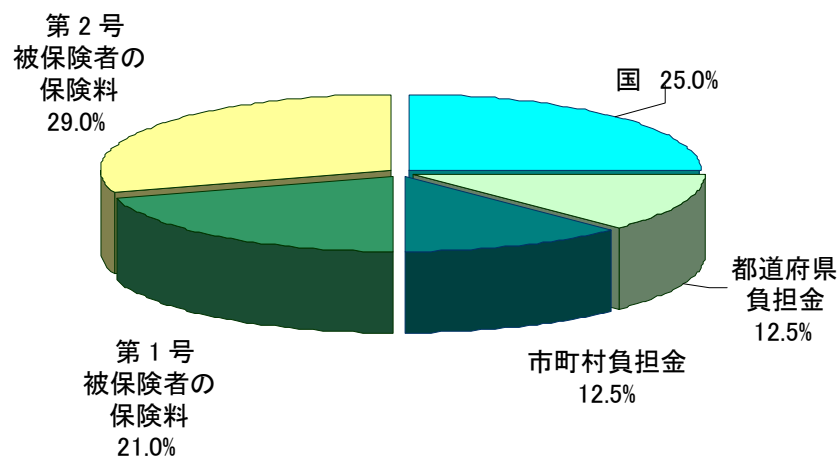
第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料については、つぎのような流れで算出されます。



2. 介護保険料の負担割合

介護保険サービスに要する経費のうち、国が25.0%、県が12.5%、市が12.5%、全体の半分を公費で負担します。

残りの半分のうち、21.0%を65歳以上の方に負担いただき、29.0%は社会保険診療支払基金を通じて納入される、40～64歳までの方々の保険料を充てています。



3. 給付費の推計

サービスの目標事業量をもとに、給付費は次のように見込まれます。

◆介護サービスの給付費推計

単位:千円

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	115,651	120,719	125,509
訪問入浴介護	25,219	25,219	25,219
訪問看護	30,999	32,728	34,296
訪問リハビリテーション	2,967	3,280	3,672
居宅療養管理指導	9,292	10,856	12,436
通所介護	323,620	335,318	348,201
通所リハビリテーション	234,889	254,190	269,320
短期入所生活介護	101,792	108,247	112,210
短期入所療養介護	36,823	37,668	39,599
特定施設入居者生活介護	24,197	25,929	27,661
福祉用具貸与	62,476	65,846	69,076
特定福祉用具購入	3,500	3,500	3,500
住宅改修	10,000	11,667	13,333
居宅介護支援	128,982	133,480	138,032
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	3,979	7,957
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	4,954	6,311	9,907
小規模多機能型居宅介護	11,124	17,280	27,216
認知症対応型共同生活介護	186,125	186,125	235,742
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
複合型サービス	0	21,600	44,496
(3) 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	679,212	685,260	690,444
介護老人保健施設	821,270	827,318	833,852
介護療養型医療施設	133,623	133,623	133,623
療養病床からの転換分	0	0	0
合 計	2,946,715	3,050,143	3,205,301

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

◆介護予防サービスの給付費推計

単位:千円

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問介護	11,300	11,300	11,535
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	351	527	702
介護予防訪問リハビリテーション	34	34	34
介護予防居宅療養管理指導	500	500	500
介護予防通所介護	28,259	29,652	31,045
介護予防通所リハビリテーション	22,421	24,088	27,719
介護予防短期入所生活介護	899	899	899
介護予防短期入所療養介護	80	80	80
介護予防特定施設入居者生活介護	2,400	2,400	2,400
介護予防福祉用具貸与	881	964	1,109
介護予防特定福祉用具購入	381	381	381
住宅改修	2,300	2,300	2,300
介護予防支援	7,777	7,998	8,277
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	271
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	863	863
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
合 計	77,583	81,986	88,115
介護サービス、介護予防サービスの合計	3,024,298	3,132,129	3,293,416

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

4. 保険料の設定

(1) 標準給付費の推計

給付費合計に特定入所者介護サービス等給付費、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付費、算定対象審査手数料が加算され、標準給付費は以下のように推計されます。

◆標準給付費の推計

単位:千円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
給付費合計	3,024,298	3,132,129	3,293,416	9,449,843
特定入所者介護サービス費等給付費	209,699	233,348	259,841	702,888
高額介護サービス費等給付費	60,918	61,984	63,069	185,971
高額医療合算介護サービス費等給付費	5,942	6,330	6,744	19,016
算定対象審査支払手数料	3,463	3,618	3,780	10,861
標準給付費	3,304,320	3,437,409	3,626,850	10,368,579

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

(2) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費は、標準給付費（算定対象審査支払手数料を除く）の2.3%を想定し、次のように推計されます。

◆地域支援事業費の推計

単位:千円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
介護予防事業費	16,968	17,651	18,624	53,243
包括的支援事業費	35,098	36,511	38,524	110,133
任意事業費	23,854	24,815	26,183	74,852
地域支援事業費	75,920	78,977	83,331	238,228

※国において報酬改定が未決定のため確定した金額ではありません。

(3) 第1号被保険者保険料の推計

※国において報酬改定が未決定のため保険料の推計は除外しました。



(4) 所得段階における負担割合と保険料

※国において報酬改定が未決定のため保険料の推計は除外しました。



第4編 計画の推進

第1章 計画の推進に向けて

1. 連携の強化

本計画に盛り込まれた各施策・事業の実施には、市はもとより関係行政機関、保健・医療・福祉の関係団体、事業所、市民すべてが関わっており、施策・事業の適正かつ確実に実行するためには、関係者すべての緊密な連携が必要です。

(1) 市行政内部の連携強化

本計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉をはじめ、教育・建設など、様々な行政分野が関わることから、市行政内部の関係各課との連携を強化します。

(2) 国・県・周辺市町村との連携強化

本計画に盛り込まれた多くの施策・事業は、介護保険制度をはじめ、保健・福祉制度に基づいて実施されることから、国・県はもとより、周辺市町村との連携を強化します。

(3) 関係団体、事業所との連携強化

福祉サービスを始め各事業の実施主体は、保健・医療・福祉関係のサービス事業者や社会福祉協議会や民間ボランティアなどの関係団体を中心となることから、それらとの連携を強化します。

(4) 市民との連携強化

まちづくりの主体は市民であり、これからの福祉のまちづくりに大きな役割を担っています。保健・医療・福祉にかかわる市民活動の活性化を図り、連携を強化します。

2. 推進体制の強化

施策・事業に様々な組織・団体・市民が関わることから、効果的に着実に実行するために、組織的な体制の整備・強化を図ります。また、保健・医療・福祉をはじめ様々な人材が求められ、人材の確保・育成に努めます。

(1) 市行政内部の体制整備・強化

本計画の推進には市行政内部の多くの部所が関わることから、関係各課による計画推進のための組織整備を図り、施策・事業推進体制の強化を図ります。

(2) 関係機関・団体との連携体制整備・強化

施策・事業の円滑な実施のために、地域包括支援センターが中心となり関係機関・団体の連携・調整機関としての組織体制を整備し、施策・事業の推進体制を強化します。

(3) 人材の確保と資質の向上

本計画を推進する上で保健・医療・福祉分野の専門職をはじめ、多くの人材が必要となることから、その確保と資質の向上に努めます。

3. 計画の進行管理

本計画は、市内の高齢者がいきいきと暮らすための様々な支援策や行動指針を示す計画であるとともに、介護保険事業を円滑に運営するための基礎となる計画です。

計画を着実に実行するためには、その進行管理を行う必要があり、運営協議会等が中心となり計画の進捗状況を調査・評価し、進行状況を管理するとともに、それを踏まえ次期の施策・事業推進のため計画の見直しを行います。

第2章 介護保険事業の円滑な運営に向けて

1. 円滑な制度運営のための体制整備

(1) ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で、在宅での生活が可能な限り続けることができるように支援するためには、ケアマネジメント機能を強化していくことが不可欠であり、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・指導について、適切かつ積極的に取り組みます。

(2) 介護予防事業の積極的な推進

元気な高齢者から要支援等の高齢者に対し、地域支援事業における介護予防や介護予防サービスを実施し、要介護状態にならないよう介護予防事業に積極的に取り組みます。

2. 利用者への配慮

必要とする介護サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センターなどを通じて、利用者への的確な情報提供に努めるとともに、各種の利用者

負担軽減制度の周知を図るなど、サービス利用の向上に努めます。

3. サービスの質の向上

要介護度に応じた適切なケアプランの作成とサービス提供が行われるよう、事業者に対する働きかけや改善効果の高いケアプラン、サービス内容等について、市及び地域包括支援センターを通じて情報提供を行い、サービスの質的な向上を促進します。

4. 介護給付適正化プログラムの推進

(1) 要介護認定の適正化

① 認定調査のチェック・点検

真にサービスを必要とする被保険者を認定するために、認定調査結果についてチェック・点検に努めます。

② 格差是正に向けた取り組み

一次判定から二次判定の重軽度変更率の格差是正に向けた取り組みを図り、適正な審査判定に努めます。

(2) ケアマネジメント等の適正化

① ケアプランチェックの実施

利用者が真に必要なサービス利用のケアプランであるかを確認し、プランの質的な向上を目的としたケアプランチェックを図ります。また、不適切な介護サービス提供の早期発見と居宅介護支援事業者の指導に取り組みます。

② 住宅改修の点検

住宅改修について、事前調査や事後調査等を行い、利用者の状態と施行内容などの確認し、適切な給付になっているかどうか点検に努めます。

(3) 事業者のサービス提供体制および介護報酬請求の適正化

① 国保連介護給付適正化システムの活用

介護報酬請求の適正化にむけ、国保連介護給付適正化システムを活用し、医療情報との突合および縦覧点検の結果に基づく過誤調整等に努めます。

② 介護給付費通知の送付

架空請求や過剰請求の早期発見のため、受給者に対し介護給付費の通知をし、介護給付費の費用額およびサービス内容について自己チェックをしてもらいます。また、利用しているサービス内容を再確認してもらい、適正化についての理解を図ります。

5. 保険料の減免

災害等により居住する住宅について著しい損害を受けた場合に、一定の所得基準以下であって、保険料を納付することができないと認められるときは、保険料の全部又は一部を減免措置するものとします。

6. 保険料の確保

保険料は、介護保険事業を健全に運営するための大切な財源であり、その確保に努めます。

(1) 口座振替の推進

年金天引きにならない普通徴収の被保険者については、納付書による直接納付から、便利で納め忘れがない口座振替を勧め、収納向上に努めます。

(2) 滞納対策の推進

未納額が増えると事業の運営に支障を来すことになります。滞納者については督促、催告のほか、戸別に訪問し介護保険制度の理解をいただき徴収に努めます。また、市税等の関係課と連携し、市役所全体での滞納対策に取り組みます。

資料編

1. 計画策定の経緯

本計画における策定経過は次のとおりです。

《 時 期 》		《 策 定 経 過 (実 施 内 容) 》
平成 23 年	7 月	○ アンケート（日常生活圏域ニーズ調査）の実施
平成 23 年	7 月 29 日	○ 第 1 回策定委員会 ・第 5 期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要について
平成 23 年	11 月 28 日	○ 第 2 回策定委員会 ・第 5 期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画書の構成について ・アンケート調査結果について
平成 24 年	1 月 18 日	○ 第 3 回策定委員会 ・第 5 期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画書の素案について
平成 24 年	1 月 23 日 く 2 月 13 日	○ パブリックコメントの実施
平成 24 年	2 月 日	○ 第 5 期計画案についての県協議実施
平成 24 年	2 月 日	○ 第 4 回策定委員会 ・パブリックコメントの実施結果について ・第 5 期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画書の最終案について

2. 桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 桜川市における高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し円滑に推進するため、桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) 高齢者福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。
- (3) その他必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は、委員18人以内で構成する。

2 委員会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者代表
- (5) 行政関係者

(任期)

第4条 委員は、計画に係る事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員委嘱又は任命後最初の委員会は市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、関係機関、住民等に意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、所管課において、処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

3. 桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会名簿

敬称略

区分	氏名	役職名	備考
委員長	飯島 重男	桜川市議会文教厚生常任委員会委員長	学識経験者
副委員長	延島 茂人	真壁医師会桜川支部長	保健医療関係者
委員	相田 一良	桜川市議会議長	学識経験者
委員	鈴木 克己	桜川市区長会長	学識経験者
委員	仁平 哲夫	桜川市歯科医師会長	保健医療関係者
委員	緒方 剛	茨城県筑西保健所長	保健医療関係者
委員	小野塚 俊男	桜川市民生委員・児童委員連合協議会長	福祉関係者
委員	麻尾 優	桜川市社会福祉協議会事務局長	福祉関係者
委員	小川 精道	特別養護老人ホーム ひだまりの家やまと 事務長	福祉関係者
委員	島田 博司	老人保健施設 マカベシルバートピア 事務長	福祉関係者
委員	中田 敦子	地域密着型サービス事業所 グループホーム湖畔の家 管理者	福祉関係者
委員	上野 みつひ	桜川市ケアマネ会長	福祉関係者
委員	佐藤 万里	桜川市健康推進員会長	福祉関係者
委員	大和田 四郎	桜川市ボランティア連絡会長	福祉関係者
委員	市村 一郎	桜川市高齢者クラブ連合会長	介護保険被保険者
委員	石堀 純	保健福祉部長	行政関係者
委員	大和田 清	次長兼社会福祉課長	行政関係者
委員	来栖 啓	健康推進課長	行政関係者

